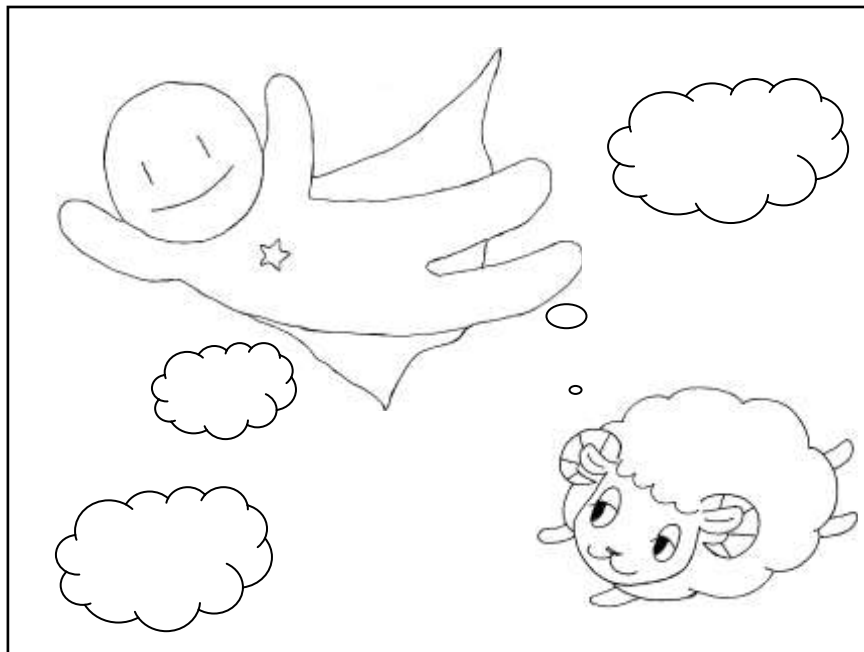


平成25年度(2013年度)

志免町子どもの権利救済活動報告書



志免町子どもの権利救済委員

志免町子どもの権利相談室 SK²S(スキッズ)

☆ 表紙の絵は、志免町子どもの権利相談室 SK²S(スキッズ)のキャラクター「子どものみかたマン」と「しめえー」です。相談室のカードやチラシにも登場します。



子どものみかたマン



しめえー

ごあいさつ

平成 19 年に九州で初めて「子どもの権利条例」を施行した福岡県志免町では、同時に子どもを守る制度として「子どもの権利救済委員」を任命し、相談窓口として「子どもの権利相談室」を設置しました。この報告書は、制度発足 7 年目の子どもの権利救済委員と子どもの権利相談室の活動状況をまとめたものです。

志免町子どもの権利相談室は、当初より町役場とは違う場所に設置されてきました。そして平成 22 年度より町民の利用の多い多目的施設「シーメイト」に移転し、また愛称を公募して「SK²S（スキッズ：志免町子どもの権利相談室の頭文字）」としました。さらに相談室に「遊びに来る」子どもの数が急増し、その結果、町内の中学 1 年生の約 40% がスキッズの存在を知っており、相談者の 20% が小学生、約 54% を中学生が占めるなど、「子どもの声を拾い上げて子どもの権利を守っていく」という本来の設立目標に少しずつ近づいているように思います。

なお救済活動については、平成 22 年度と今年度に申立てがあり、平成 24 年度に続いて今年度も、相談に基づき調整を行いました。

志免町の子ども達が安全で明るい毎日の生活がおくれ、自分の意思が尊重されるという当たり前の幸せが子どもの権利が守られている状態だと思います。そのために救済委員や相談員が少しでもお役にたてればという思いで活動してきた状況を報告します。

平成 26 年 3 月

志免町子どもの権利代表救済委員

安部 計彦

目 次

ごあいさつ

I 相談及び救済体制

1 志免町子どもの権利救済委員設置の経緯	1
2 志免町子どもの権利救済委員制度の概要（平成 25 年度）	3
3 志免町子どもの権利相談室年表	4

II 活動報告

1 子どもの権利相談室の相談活動	7
・25 年度の相談活動の状況	
2 子どもの権利相談室の救済活動	14
・25 年度の救済活動の状況	
3 広報活動	16
4 その他の活動	18
5 活動を振り返って	37
子どもの権利代表救済委員 安部 計彦	
子どもの権利救済委員 安原 伸人	
子どもの権利救済委員 調 優子	

資料

資料 1 志免中、志免東中への「子どもの権利」に関するアンケート自由記述	43
資料 2 人権教育学習講演後のアンケート自由記述	46
資料 3 出張相談室チラシ	49
その他 「SK ² S スキッズ便り」9号・10号	

I 相談及び救済体制

1 志免町子どもの権利救済委員設置の経緯

平成 19 年度から、志免町子どもの権利条例が施行されました。この条例は、平成 13 年度から検討をはじめ、実に約 5 年半の月日をかけて策定されたものです。平成 16 年度からは志免町子どもの権利条例制定委員会を発足し、そこで条例の中身が審議されました。抽象的な表現が多い条文の中で、唯一具体的な施策を規定しており、委員の全員の賛成をもって盛り込まれたのが子どもの権利救済委員の条文です。条例の第 2 章では子どものもつ様々な権利を挙げています。中でも第 9 条に規定される、安心して生きる権利については特に制定委員の関心が高く、最も重要であるという意向が強く示されました。その権利を保障するための制度として救済制度は必要であり、規則や要綱ではなく、条例で定めるべきと判断されたのです。

救済委員には大きく三つの特徴があります。一つ目は、救済委員が調査、調整、勧告、是正要請を行うことができる点です。相談者は相談をするだけでなく、必要とあれば申立てができ、救済委員はその内容を審議した後、調査や調整を行います。場合によっては権利侵害を行った側に勧告や是正要請を行い、改善がなされたかの措置報告を求めることができます。相談者からすれば、相談から救済までの動きをひとつの機関で対応されるので、大きな安心感が得られます。実際には、一方的に勧告や是正要請をして、相手側と子どもとを対立させてしまっては子どもにとって最善の方法とはいえなくなるため、権利侵害を行った側とされた側がどのような形で関係を回復していくのが最もよいかを考え、話し合い、回復に向けた人間関係の調整を行うことが救済委員の大きな役割となりますが、勧告や是正要請の権限があることに大きな意義があります。

二つ目は、18 歳未満の子どもをすべて対象としている点です。大人だけでなく、子ども自身が直接相談や申立てをすることができ、自分の意見をまだ言うことができない低年齢児については、保護者などが代弁する方法をとることができます。町にある既存の相談窓口は、就学前、学齢期などの担当が分かれて

おり、一つの部署で完結できていないのが現状です。また、町内に高等学校がなく、中学卒業後の子どもがどこに相談すればよいのか分かりづらいという点もあります。そこで、18歳未満のすべての子どもを一つの機関で対象とするのは相談者からすれば分かりやすく、利用しやすいという利点があります。

三つ目は、救済委員が独立した公的第三者機関である点です。救済委員が町や保育所・学校などの子ども施設、地域の団体などのどこにも属さないことで、子どもも大人も安心して相談し、救済を求めることができます。

以上の三点から、子どもの権利救済委員は、既存の相談窓口とは異なる特徴をもつ、子どもの最善の利益を考慮した画期的な機関といえます。このようなことから、条例にぜひ盛り込むべきとされ、設置することとなりました。

2 志免町子どもの権利救済委員制度の概要(平成 25 年度)

●子どもの権利救済委員

平成 25 年 3 月町議会で救済委員の人事案件可決、4 月委嘱状交付

子どもの権利代表救済委員	安部 計彦	西南学院大学教授
子どもの権利救済委員	調 優子	特定非営利活動法人 九州大学こころとそだちの相談室 臨床心理士
子どもの権利救済委員	安原 伸人	安原・松村法律事務所 弁護士

●子どもの権利相談員

救済委員の直接の窓口となる相談員

林田 あつみ	平成 23 年 3 月～平成 26 年 3 月
糸満 千雅	平成 24 年 4 月～
嶋崎 景子	平成 24 年 5 月～

●子どもの権利相談室

志免町大字志免 451-1

志免町総合福祉施設シーメイト施設内

●開室日時

火・木 13 時～19 時 土 10 時～17 時

●広報活動日

水 10 時～17 時

●相談体制

相談員 3 名のうち原則として 2 名となるようローテーション

相談員は相談の電話や来室での相談を受け、内容を救済委員に報告


救済委員は適宜交代で相談室にて業務

毎月 1 回子どもの権利救済委員会会議を開催

●事務局：志免町子育て支援課

3 志免町子どもの権利相談室 年表



<p>2007年度 (平成十九年度)</p>	<p>4月 7月 10月 11月</p>	<p>志免町子どもの権利条例 施行 志免町子どもの権利救済委員 任命 志免町子どもの権利相談室 開設 (坂瀬共同利用施設内 子どもの居場所「リリーフ」と併設) 全国自治体シンポジウム参加(愛知県高浜市) 人権教育学習講演(中学校1年生対象・安部救済委員) 志免町子どもの権利フェスタ '07 参加</p> <p style="text-align: right;">救済活動：自己発意による調査・調整 1件</p>
<p>2008年度 (平成二十年度)</p>	<p>6月 9月 10月 11月 12月 2月 3月</p>	<p>志免町子どもの権利委員会に出席・報告(安部救済委員) 中学生アンケート実施 全国自治体シンポジウム参加(東京都世田谷区) 人権教育学習講演(安部救済委員) 子どもの権利フェスタ '08 参加 志免町児童虐待防止ネットワーク代表者会議における講話 (安原救済委員) 人権教育学習講演(安部救済委員) シーメイトに相談室が移転 愛称を公募・スキッズに決定 相談目的でなくても来室可能とする</p> 
<p>2009年度 (平成二十一年度)</p>	<p>5月 6月 7月 9月 12月 1月</p>	<p>シーメイトこどもまつりに参加 子どもの権利委員会に出席・報告(調救済委員) スキッズだより1号配布 全国自治体シンポジウム参加(北海道札幌市) 中学生アンケート実施 人権教育学習講演(安原救済委員) スキッズだより2号配布 人権教育学習講演(安原救済委員) 児童虐待防止ネットワーク代表者会議における講話 (調救済委員)</p> <p style="text-align: right;">救済活動：救済申立て 7件</p>

<p>2010年度 (平成二十二年 度)</p>	<p>5月 7月 9月 10月 11月 12月 1月 2月</p>	<p>シーメイトこどもまつりに参加 ミニ講座&座談会開催 (安部救済委員) スキッズ便り 3号配布 中学生アンケート実施 全国自治体シンポジウム事務局参加 (石川県白山市) スキッズ便り 4号配布 ミニ講座&座談会開催 (調救済委員) 人権教育学習講演 (安原救済委員) 子どもの権利フェスタ 2010 参加 人権教育学習講演 (安原救済委員) 児童虐待防止ネットワーク代表者会議における講話 (安部救済委員)</p> <p style="text-align: right;">救済活動：自己発意による調整 1件</p>
<p>2011年度 (平成二十三 年度)</p>	<p>5月 7月 8月 9月 10月 11月 12月</p>	<p>シーメイトこどもまつりに参加 ミニ講座開催 (安原救済委員) スキッズだより 5号配布 子どもの権利委員会に出席・報告(安部救済委員) 夏休み地域子ども教室での啓発活動(志免南小学校) 町内小中学校訪問(安原救済委員・調救済委員・相談員) 中学生アンケート実施 全国自治体シンポジウム事務局参加(大阪府泉南市) 子どもの権利フェスタ 2011 参加 スキッズだより 6号配布 人権教育学習講演 (安原救済委員)</p>



<p>2012年度 (平成二十四年度)</p>	<p>5月 6月 7月 8月 9月 11月 12月</p>	<p>シーメイトこどもまつりに参加 ミニ講座開催 (安部救済委員) スキッズだより 7号配布 町内小学校訪問 (調救済委員・相談員) 夏休み地域子ども教室での啓発活動 (志免東・志免中央・志免南・志免西小学校) 中学生アンケート実施 全国自治体シンポジウム事務局参加(東京都目黒区) 子どもの権利委員会に出席・報告(調救済委員・相談員) 子どもの権利フェスタ 2012 参加 スキッズだより 8号配布 市民フォーラム報告者として参加 (事務局・相談員) 人権教育学習講演 (安部救済委員)</p> <p style="text-align: right;">救済活動：依頼に基づく調整 1件</p>
<p>2013年度 (平成二十五年度)</p>	<p>5月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 3月</p>	<p>シーメイトこどもまつりに参加 スキッズだより 9号配布 夏休み地域子ども教室での啓発活動 (志免東・志免中央・志免南・志免西小学校) 中学生アンケート実施 町内会議で報告書とパンフレット配布 町内学校訪問 (調救済委員・相談員) 全国自治体シンポジウム事務局参加(長野県松本市) 志免西小学校出張相談室開始 (月1回) 子どもの権利フェスタ 2013 参加 市民フォーラム報告者として参加 (調救済委員) スキッズだより 10号配布 (小中学校・町内回覧) 人権教育学習講演 (安原救済委員) 志免町虐待等防止ネットワーク会議での講演 (安部救済員)</p> <p style="text-align: right;">救済活動：救済申立て 1件</p>

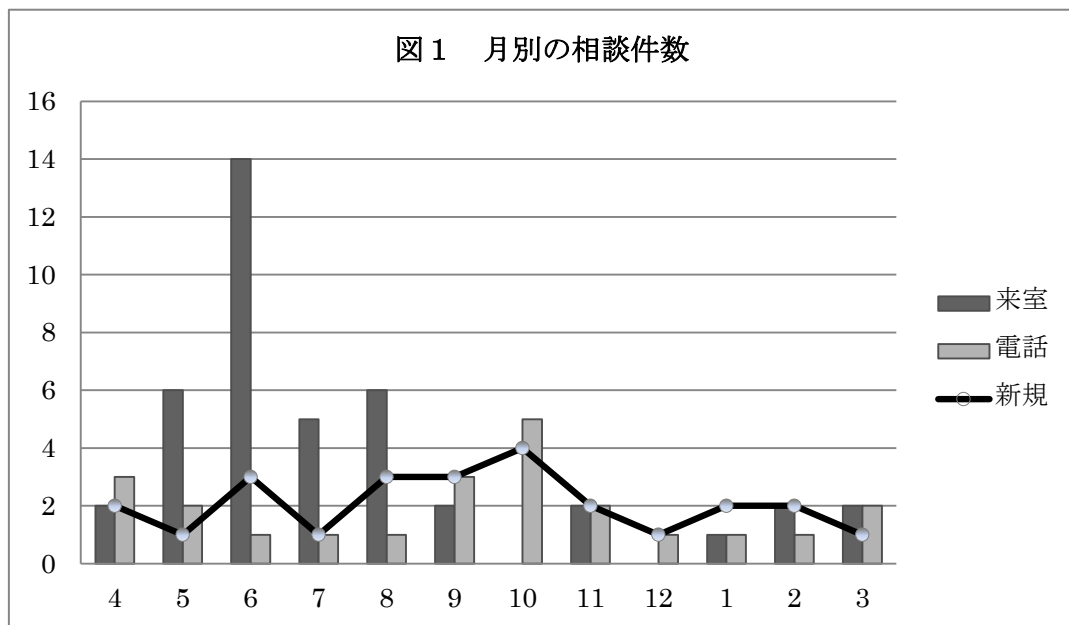


II 活動報告

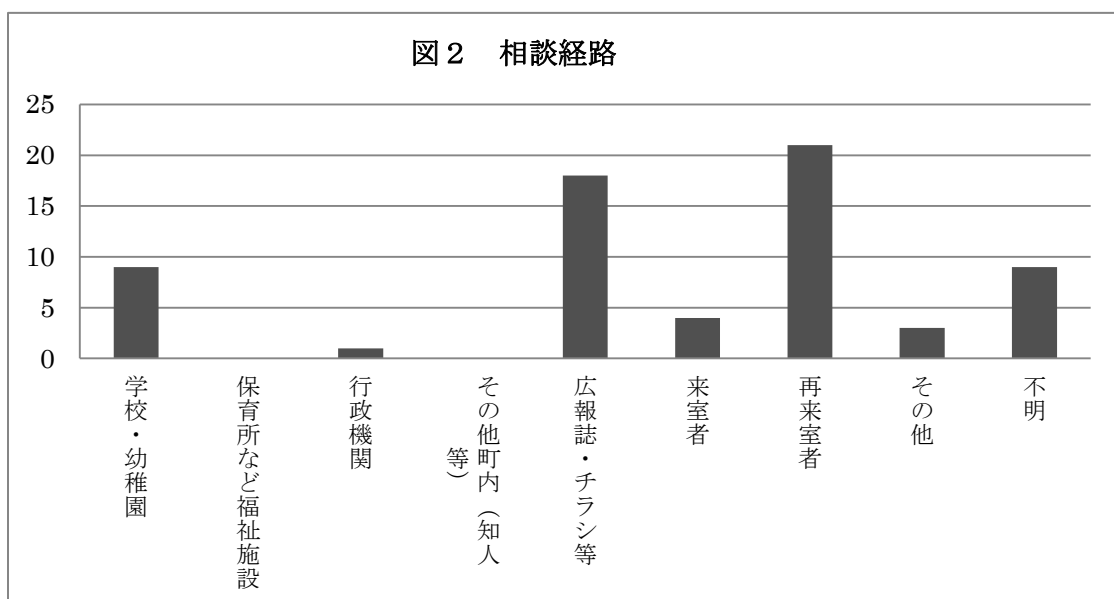
1 子どもの権利相談室の相談活動

平成 25 年度の相談活動の状況

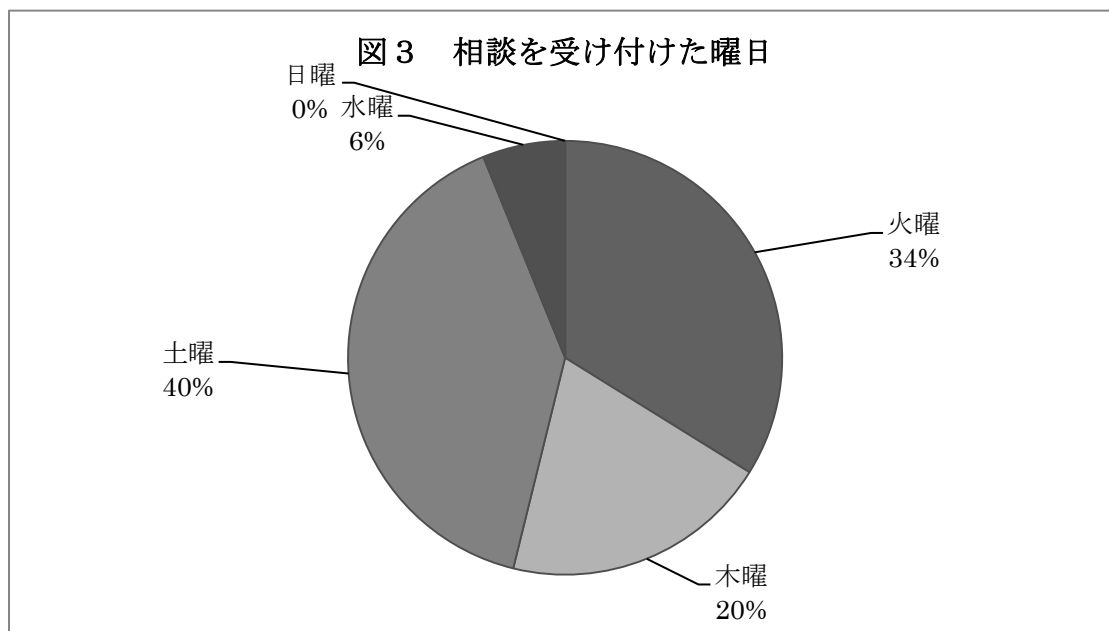
平成 25 年 4 月 1 日より平成 26 年 3 月 31 日までに、志免町子どもの権利相談室によせられた相談は延べ 65 件で、その内 新規の相談は 25 件、継続の相談は 40 件でした。【図 1】



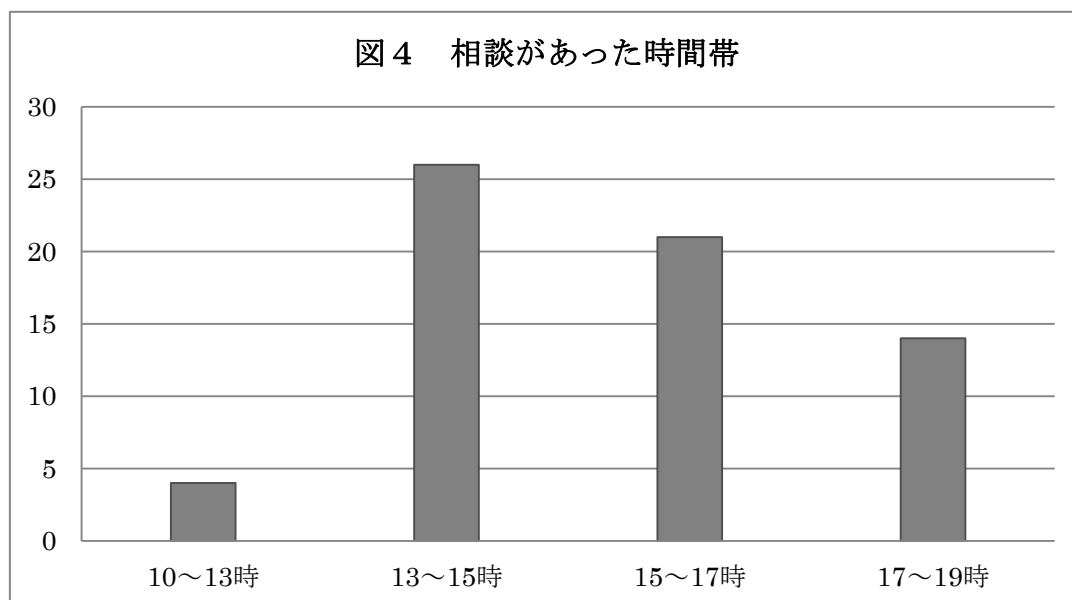
相談経路として、日頃から相談以外の目的で相談室に来ている子(来室者)や、以前相談したことがある再相談者の割合が多くなってきました。



相談を受け付けた曜日は、全体の 65 件のうち土曜日が 26 件（40%）と最も多くなっています。水曜日の広報活動日に 4 件の相談がありました。【図 3】

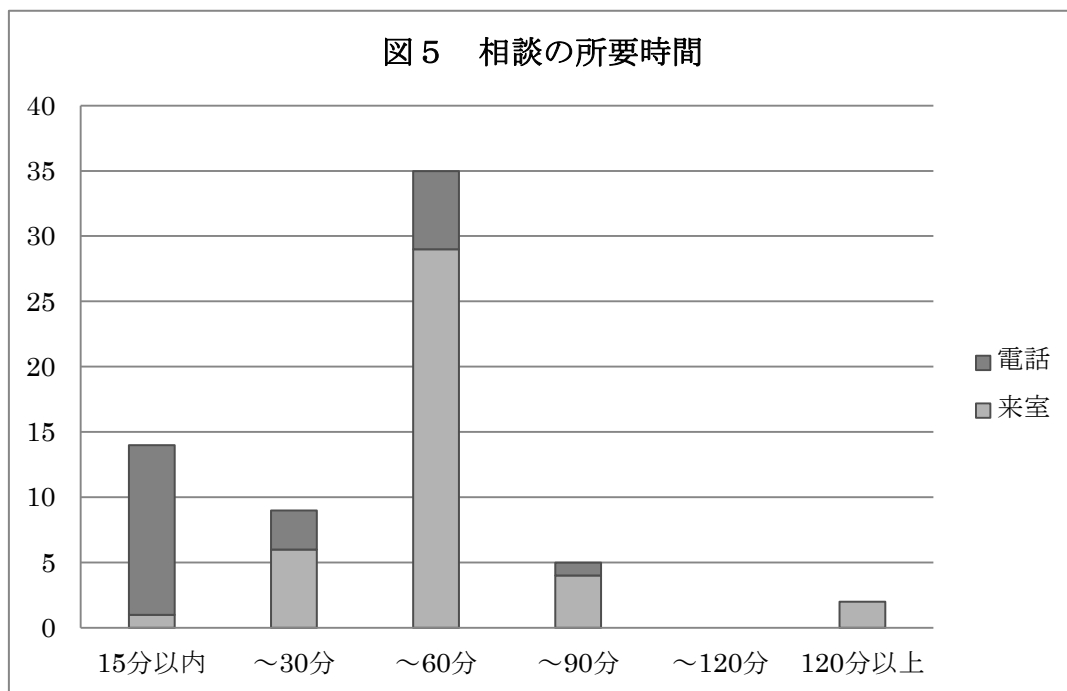


相談があった時間帯は、13 時～15 時が 26 件、15 時～17 時が 21 件、17 時～19 時が 14 件、10 時～12 時が 4 件となっています。中学生以上の子どもは、来室できる時間が限られているので、平日は放課後の時間帯での来室が多くなります。【図 4】

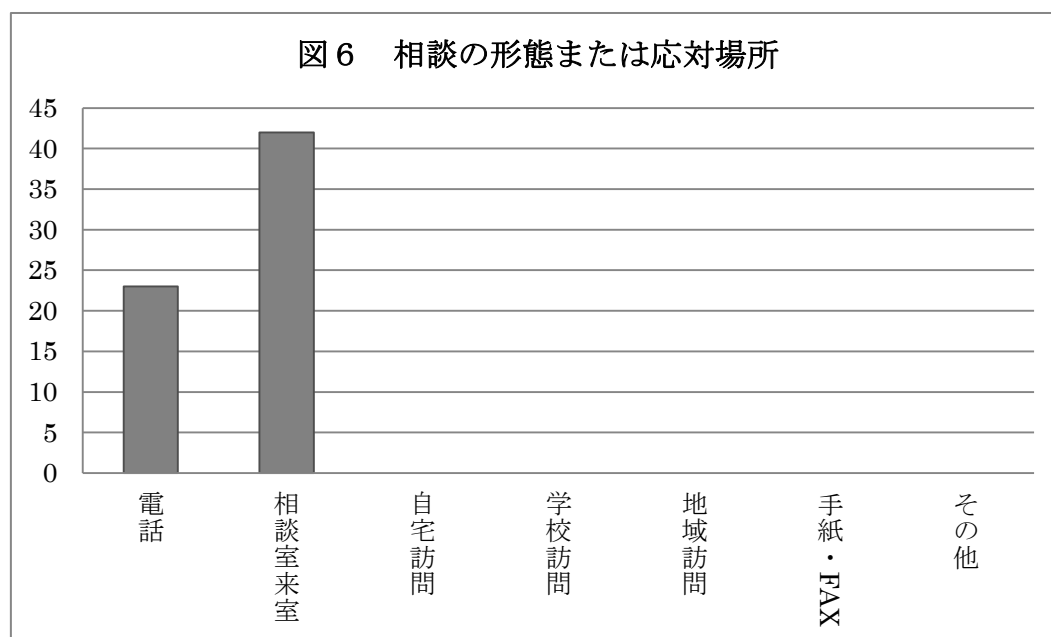


* 志免町子どもの権利相談室は曜日によって開室時間が異なり、火・木曜日は 13 時～19 時、土曜日は 10 時～17 時となっています。

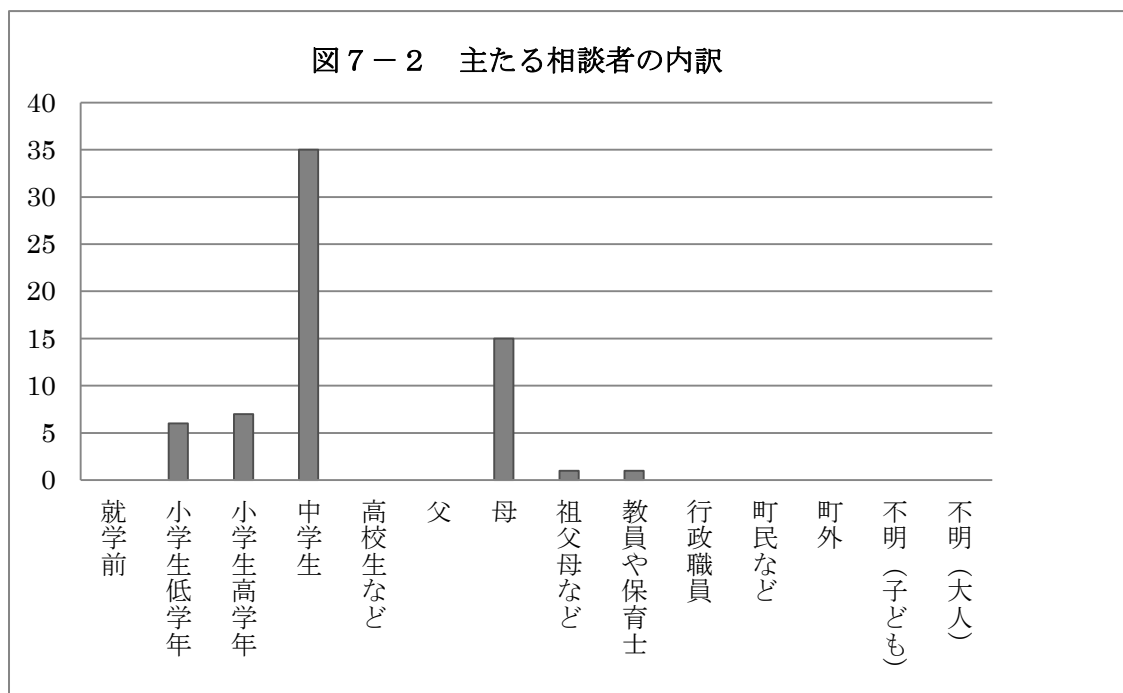
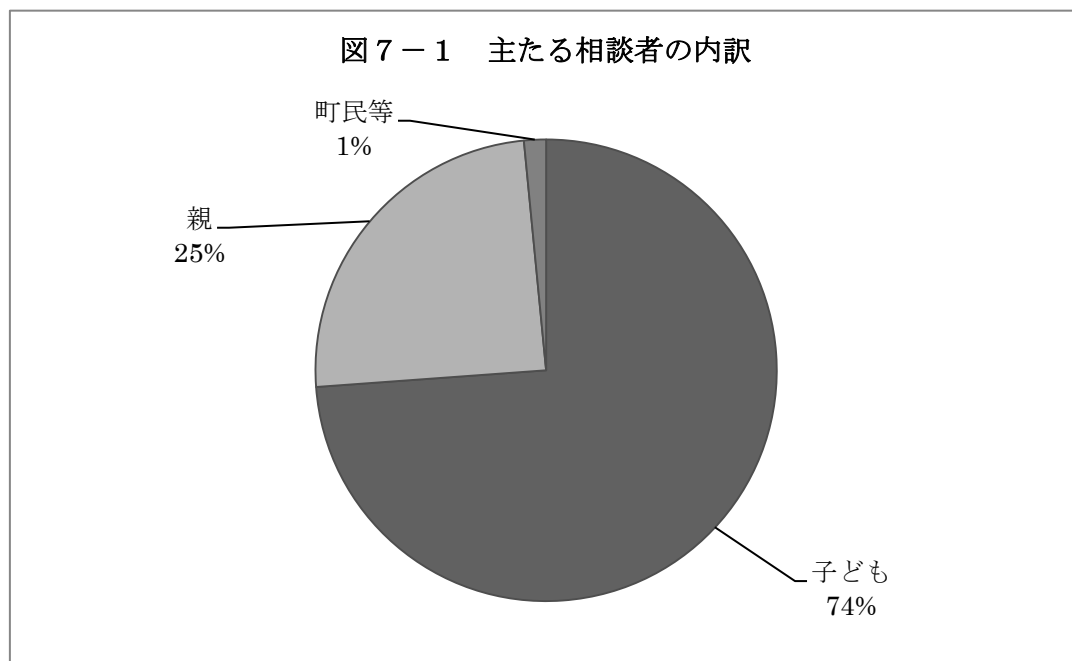
1回の相談時間は、「60分以内」が35件と一番多くなっています。相談内容にもよりますが、来室での相談の方が時間を要する場合があります。【図5】



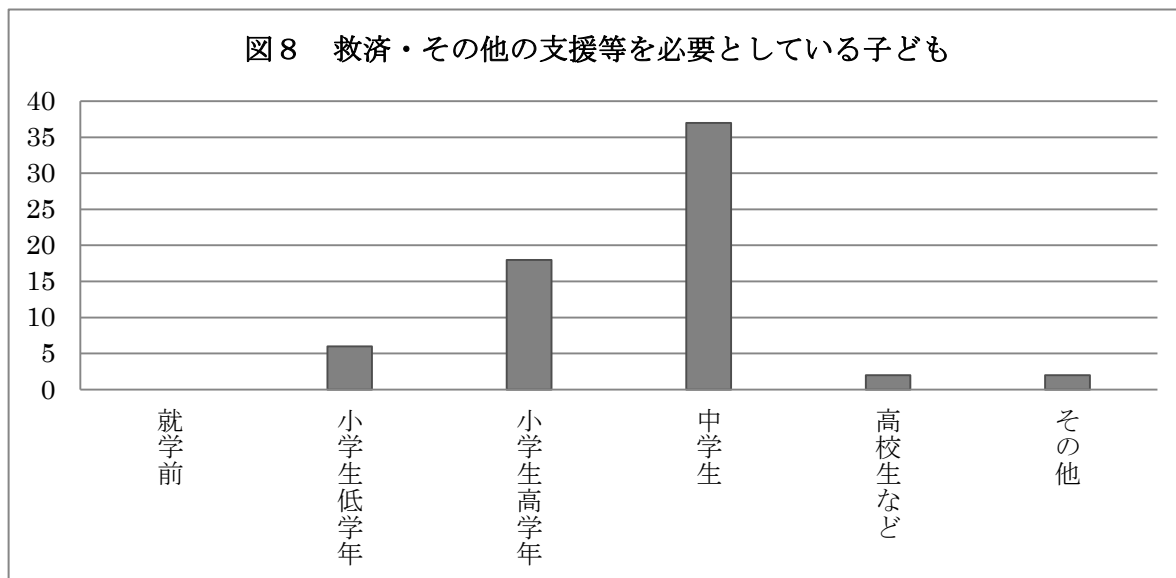
相談の形態または対応場所については、電話相談が23件、来室による相談が42件でした。【図6】



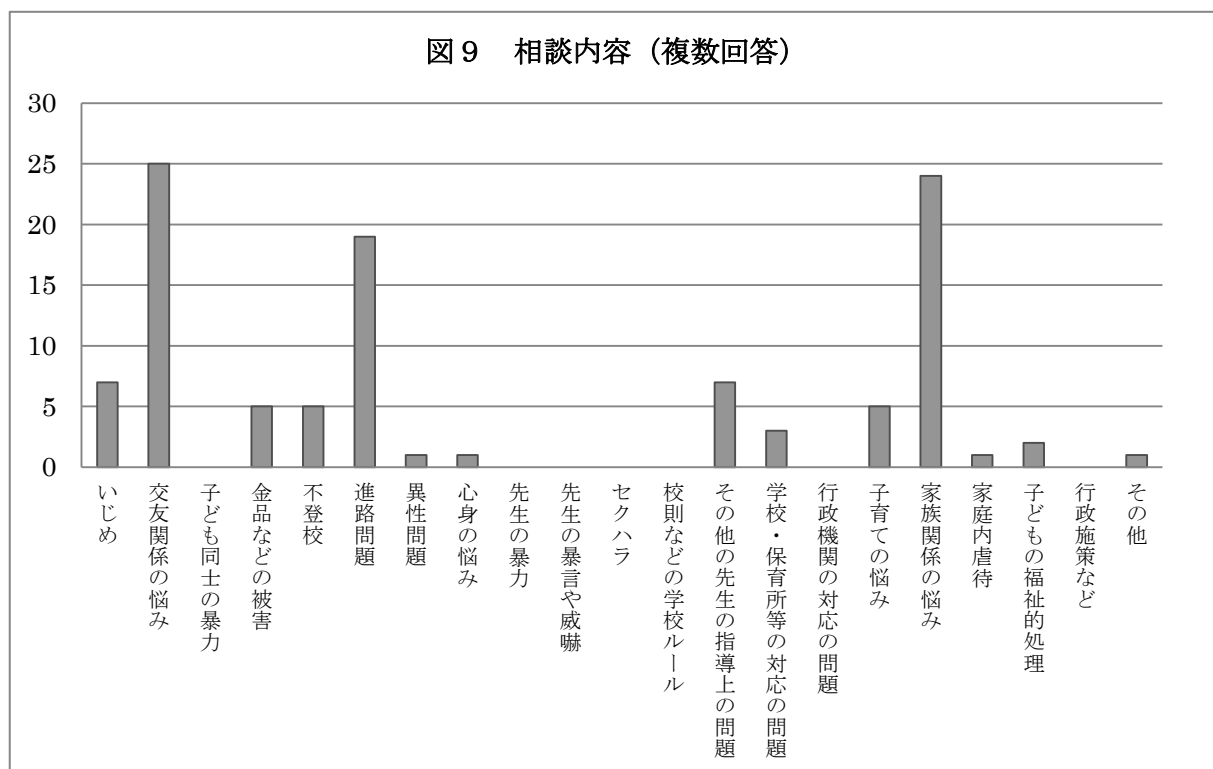
主たる相談者の内訳は、子どもからの相談が最も多く、48件でした。相談室に来たことのある子どもからの相談が多くなってきました。内訳として最も多い「中学生」も、継続して来室しているお子さんです。【図7-1、7-2】



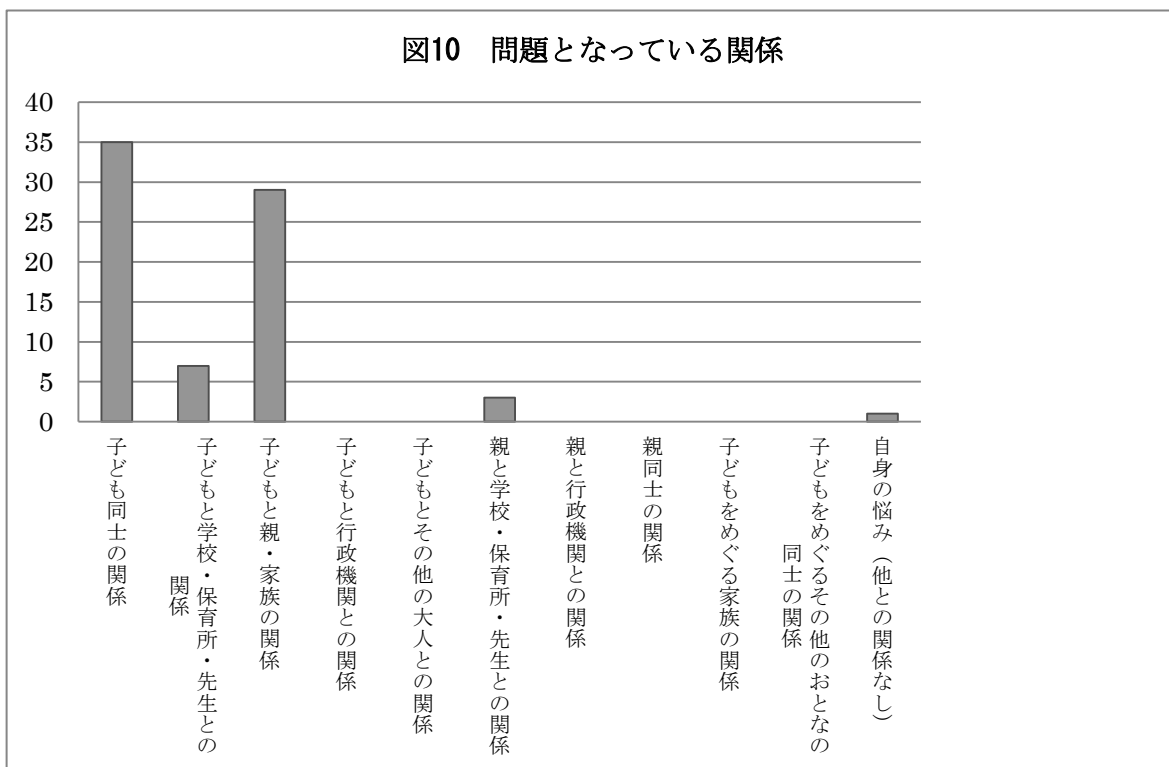
今年度よせられた相談において、救済・その他の支援を必要としている子どもは、「小学生低学年」が6件(9.2%)、「小学生高学年」が18件(27.7%)、「中学生」が37件(56.9%)、「高校生」が2件(3.1%)、「その他」が2件(3.1%)となっています。



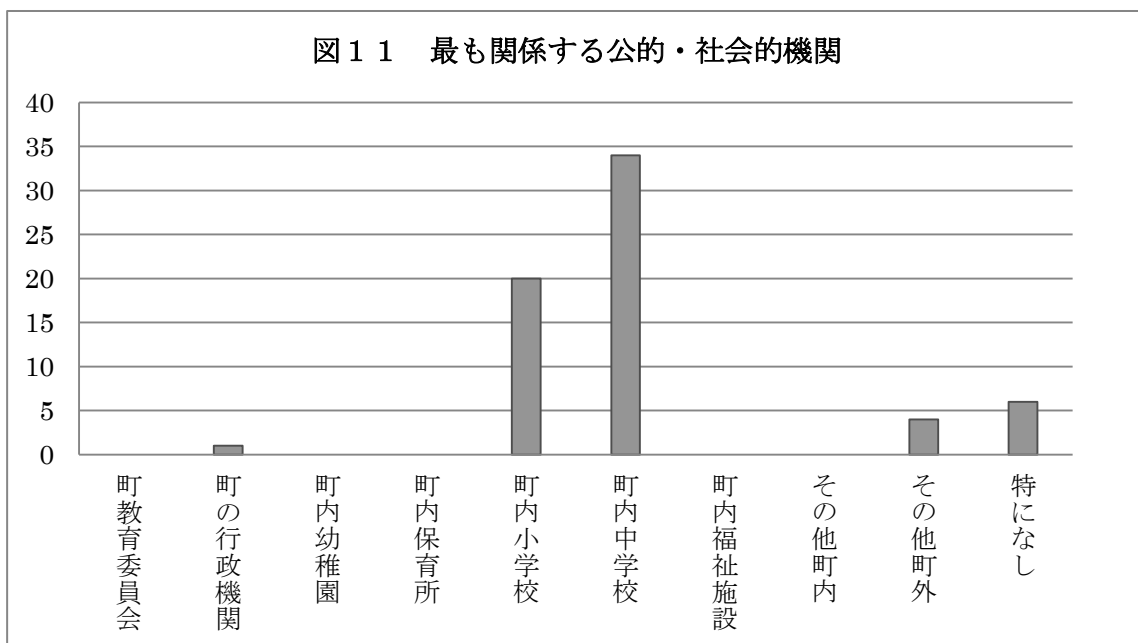
相談内容で多かった「交友関係の悩み」「家族関係の悩み」「進路問題」は、継続的な複数回の相談が主なものです。【図9】



相談者の訴えをもとに問題となっている関係を見ると、「子ども同士の関係」「子どもと親・家族の関係」の訴えが多いようです。これらについては、継続的な複数回の相談が主なものです。【図 10】

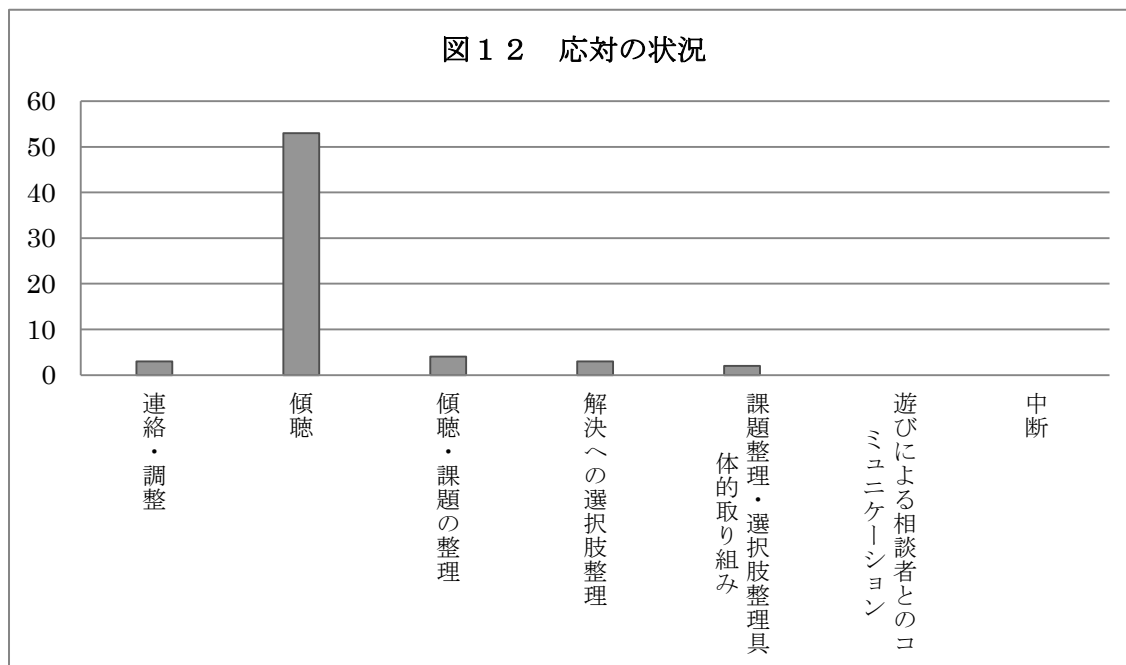


相談事項に最も関係すると考えられる機関で多いのは、「町内中学校」が 34 件、「町内小学校」が 20 件です。これらは継続的な複数回の相談も含まれています。【図 11】

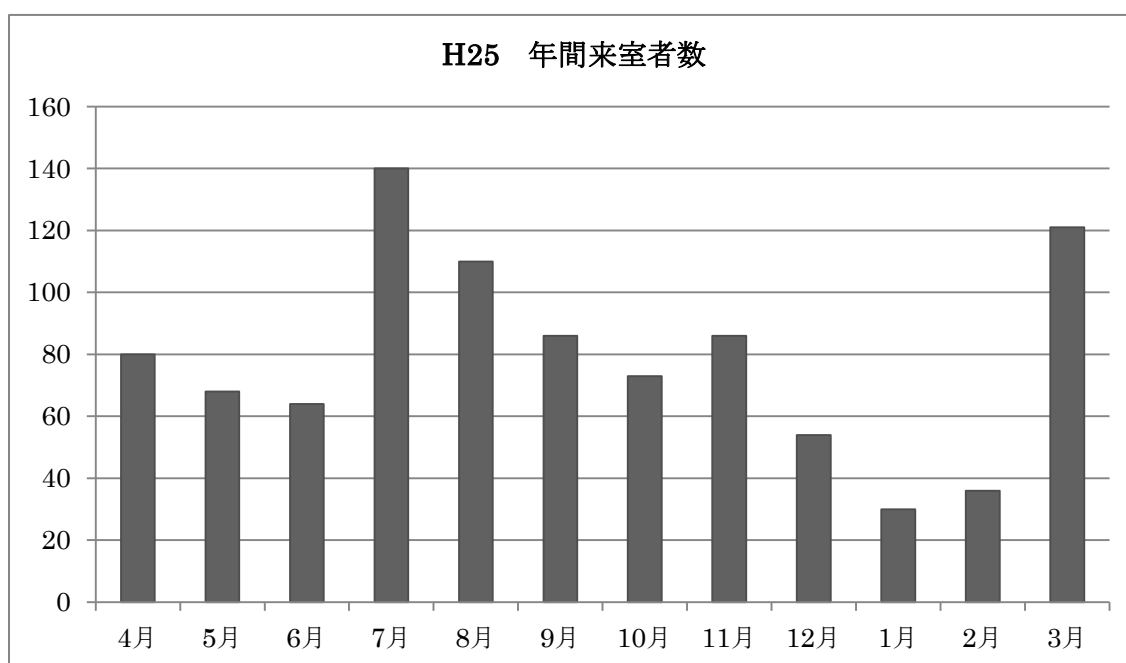


対応の状況で、「傾聴」が多いことは例年通りでした。まずはじっくりと話を聴くこと、一緒に考えることで、相談者に寄り添った対応をしていきたいと思っています。

【図 12】



相談室には、相談以外にも1年間で延べ948人の子どもが来室しました。【図 13】



相談以外で訪れる子どものほとんどが小学生ですが、中学生も遊びに来てくれています。

2 子どもの権利相談室の救済活動

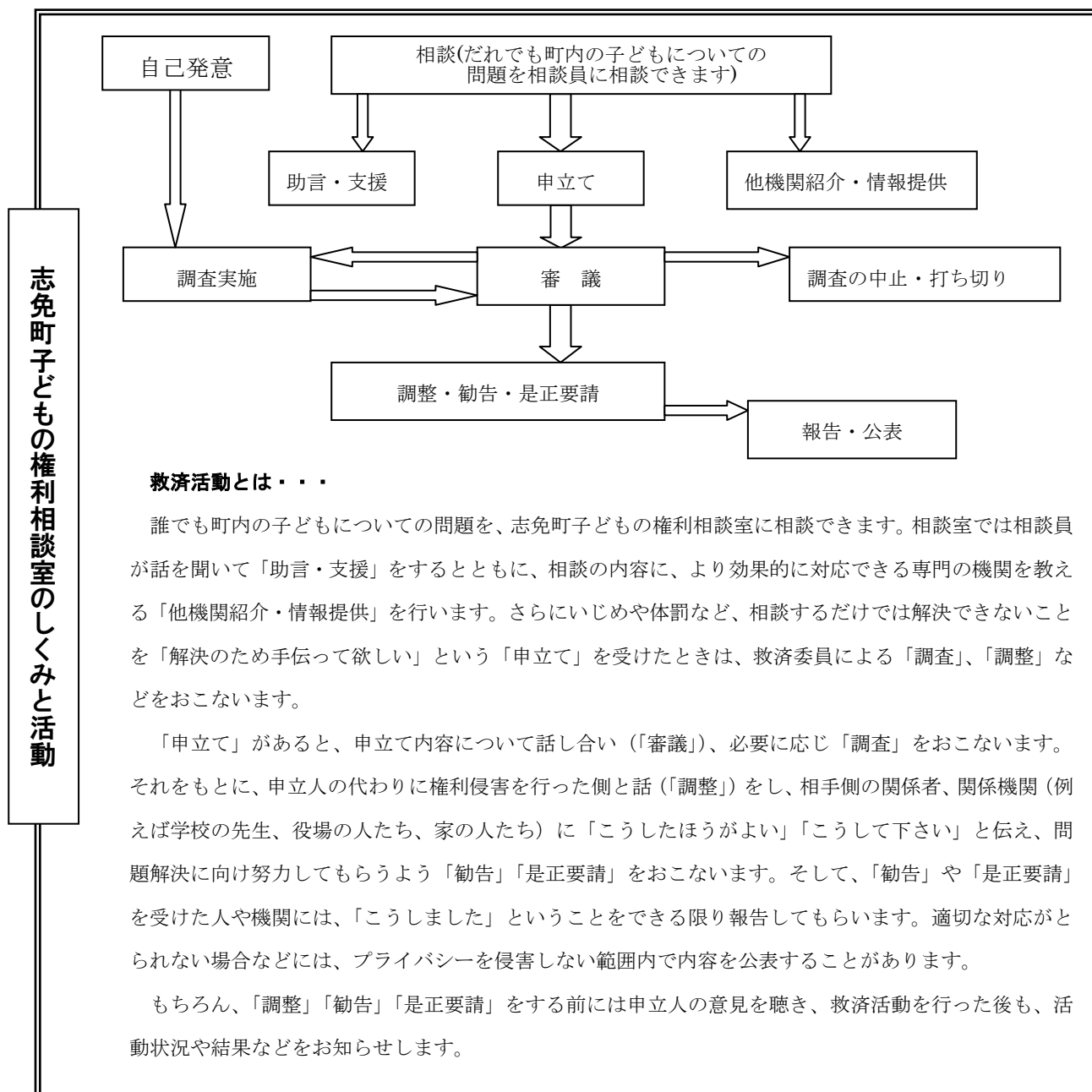
(1) 平成 25 年度の救済活動の状況

今年度は、1 件の申立てがありました。救済委員はこの申立てを受理し、関係者(機関)に聞き取り調査を行いました。調査・審議の結果、救済委員としては救済制度上、申立ての主旨に対応した何らかの措置を行う権限はないと判断するに至りました。

ただし、関係者(機関)に配慮を求めるため、「意見書」を提出しました。

また申立てにはいたりませんでした。相談を受けて関係調整のための支援をしたケースも 1 件ありました。

(2) 志免町子どもの権利相談室のしくみと活動



コラム～相談室から～



スキッズは、相談でなくても遊びに来ることができます。(ただし、相談中は遊べません。)小学生以上の子どもたちが、相談員と遊んだり、話したりすることができる居場所として相談室を開放してから、年々来室者が増えています。平成 25 年度は 948 人の子どもたちがスキッズに来てくれました。ぬり絵や折り紙、モノポリや ウノ、カルタなどで、相談員と一緒に遊んでいます。

子どもたちは、遊びの中で、学校であったこと、友達とのこと、休みに出かけたことなど、いろいろな話をしてくれます。こういったふれあいを続ける中で、以前遊びに来ていた子が、相談に来てくれる事も多くなってきました。反対に、相談で来ていた子が遊びに来て、元気な姿をみせてくれることもあります。

子どもたちにとってスキッズが身近で安心できる場所となり、困った時に思い出してもらえる存在になれるとうれしいと思っています。



<入口の様子>



<子どもたちの書いた約束>



<室内の様子>



3 広報活動

志免町子どもの権利相談室（スキッズ）のことを、もっとたくさんの人に知ってもらうため、今年度は、町内会議に出席して、報告書の配布とともにスキッズの紹介をしました。そして12月配布のスキッズ便り10号より、町内で回覧していただけることになりました。

また昨年同様、保育園や幼稚園、病院は小児科や歯科等を中心に、チラシやカードを置かせていただきました。今年度行われた色々なイベントや啓発活動で、パンフレットやカードなども配布しました（4.その他の活動を参照）。



左から

- ・条例リーフレット
- ・クリアファイル



左から

- ・スキッズ Q&A
- ・チラシ（低学年用）
- ・チラシ（中学生用）

中央下

- ・カード

【イベントなどでの配布】

配布先・配布場所	配布月	カード	条例リーフレット		チラシ		小冊子 Q&A	クリアファイル	条例冊子
			中高生用	低学年用	中高生用	低学年用			
小学校入学児童	4月			575				575	
シーメイトこどもまつり	5月					70			
同和問題啓発講演会	7月			300					
救済委員交流会	7月	25		25		25	25	25	25
子育て支援課(健診用)	7月					200			
スキッズだよりに添付 (小中学生)	7月	4518							
チャレンジ広場 (志免東・中央・南・西小)	8月					148			
救済委員の学校訪問	8月	4		4	4	4	4	4	4
町内会長会議	9月	30		30	30	30	30	30	
中学生アンケート添付	9月				1347				
保育園・幼稚園	10月	160				120			
病院	10月	135			50				
子育て支援課(健診用)	10月					200			
全国自治体シンポジウム	10月	26		26			26	26	
出張相談室説明 (西小教職員)	10月	65		65		65	65	65	
子どもの権利フェスタ	11月					3			
権利を考える町民の集い	11月			400					
社会教育委員視察	2月					8			
中学校卒業生	3月			445				445	
スキッズドア前 シーメイトカウンター	随時	80				95			
出張相談室 (西小児童)		12							
その他		15							
合計		5070	0	1870	1431	968	150	1170	29



しめえ～

4 その他の活動

月	日	活 動 内 容
4	4	第1回救済委員会議
	11	小学校入学児童にクリアファイルとパンフレットを配布
	17	志免西小訪問
5	6	シーメイトこどもまつりに参加 ※(6)
	9	第2回救済委員会議
6	6	第3回救済委員会議
	20	福岡教育大学実習生見学
7	4	第4回救済委員会議
	7	同和問題啓発講演会で条例リーフレットを配布
	17	スキッズだより9号, カード配布 (全小中学校)
8	6	第5回救済委員会議
	7	夏休み地域子ども教室での啓発活動(志免東・志免西小学校) ※(7)
	21	夏休み地域子ども教室での啓発活動(志免南・志免中央小学校) ※(7)
9	3	西南大学実習生見学
	4	中学生アンケート実施 パンフレット配布(全中学校) ※(1)
	4	町内会長会議で報告書とパンフレットを配布
	5	第6回救済委員会議
	10	福岡県市町村児童相談関係職員研修 ※(5)
	11	志免東小学校を訪問 (調救済委員・相談員) ※(4)
	24	シーメイト消防訓練参加
	25	志免中学校を訪問 (調救済委員・相談員)
10	3	第7回救済委員会議
	16	虐待防止ポスターとチラシ配布 (町内幼稚園・届出保育園) チラシ配布(地域の小児科)
	18	全国自治体シンポジウム参加(長野県松本市) (調救済委員・事務局) ※(9)
	30	志免西小学校 第1回出張相談室 ※(3)

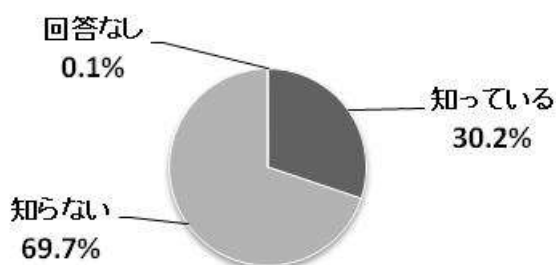
月	日	活 動 内 容
11	7	第8回救済委員会議
	17	志免町子どもの権利フェスタ 2013 参加 ※(8)
	20	志免西小学校 第2回出張相談室
	30	市民フォーラム報告者として参加（調救済委員） ※(10)
12	3	志免東中学校 人権教育学習講演会（安原救済委員） ※(2)
	4	スキップだより10号配布（全小中学校）
	5	志免中学校 人権教育学習講演会（安原救済委員） ※(2)
	11	志免西小学校 第3回出張相談室
	25	第9回救済委員会議
1	15	志免西小学校 第4回出張相談室
2	6	第10回救済委員会議
	12	志免西小学校 第5回出張相談室
	24	志免町社会教育委員 視察
	26	クリアファイル・パンフレット配布（中学校卒業生）
3	6	第11回救済委員会議
	12	志免西小学校 第6回出張相談室
	20	志免町虐待等防止ネットワーク会議での講演（安部救済委員）

※(1) . . .	20 ページ参照
※(2) . . .	30 ページ参照
※(3) . . .	31 ページ参照
※(4) . . .	32 ページ参照
※(5) . . .	33 ページ参照
※(6), (7) . . .	34 ページ参照
※(8), (9) . . .	35 ページ参照
※(10) . . .	36 ページ参照

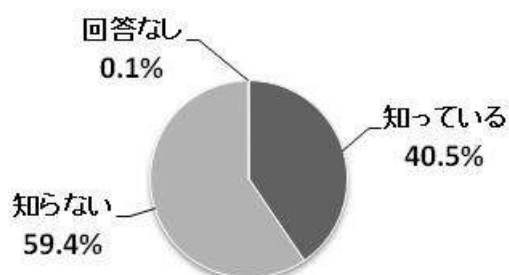
(1) 志免中学校、志免東中学校への「子どもの権利」に関するアンケート実施

今年度も志免町内中学生全員（1,133名）に「子どもの権利」に関するアンケートを9月に実施しました。志免町の中学生が、子どもの権利条例や子どもの権利相談室について知っているか、何か悩んだり困ったりしている時、相談できる人がいるかどうか等を調査しました。悩んだり、困ったりした時に相談する人の内訳や、相談室に相談したいと思うか、その理由なども記入してもらいました。（※質問4～質問7までは、質問3で「知っている」と回答した人のみに回答してもらいました。）

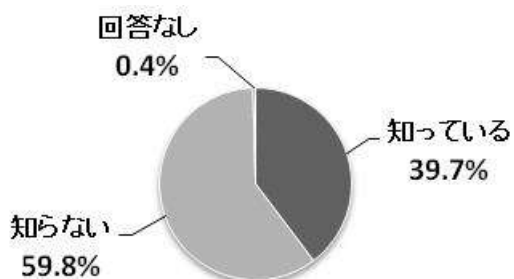
【質問1】 私たちの町には「志免町子どもの権利条例」があることを知っていますか？



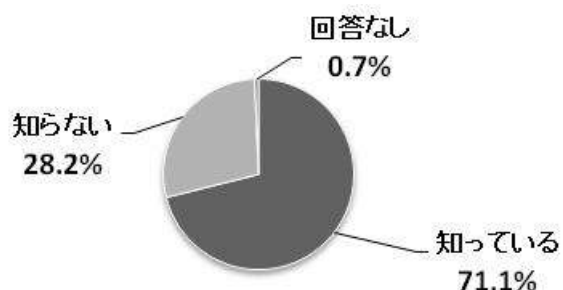
【質問2】 権利条例において「子ども」とは、18歳までだと知っていますか？



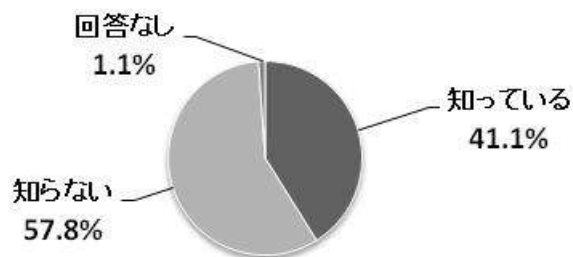
【質問3】 「志免町子どもの権利相談室SK2S（スキッズ）」を知っていますか？



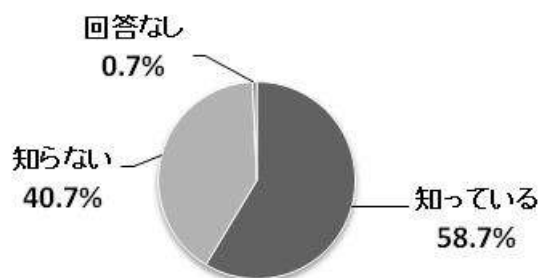
【質問4】 志免町子どもの権利相談室SK2S（スキッズ）がシーメイトの中にあることを知っていますか？



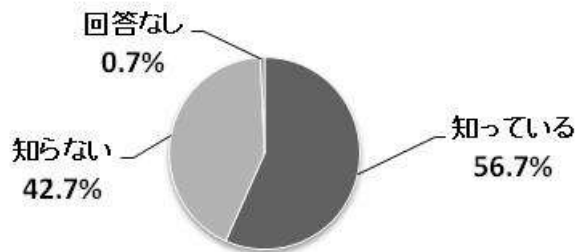
【質問5】 志免町子どもの権利相談室SK2S（スキッズ）は名前を言わなくても相談できることを知っていますか？



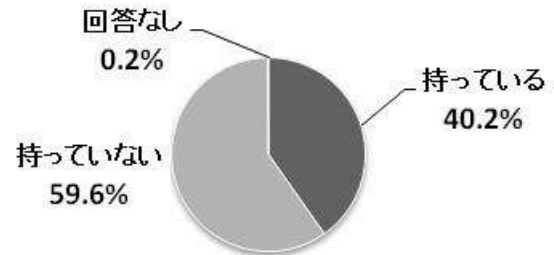
【質問6】 志免町子どもの権利相談室SK2S（スキッズ）はフリーダイヤル（無料）で電話相談ができることを知っていますか？



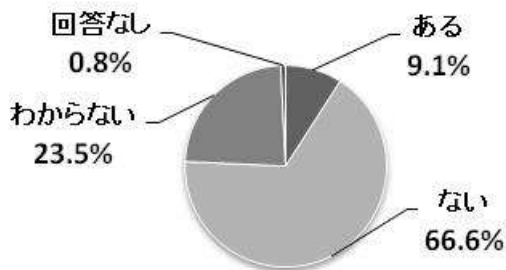
【質問7】 志免町子どもの権利相談室SK²S (スキッズ)には、救済制度(困って、助けてほしいと思った時に皆さんと一緒に考えてくれる制度)があることを知っていますか？



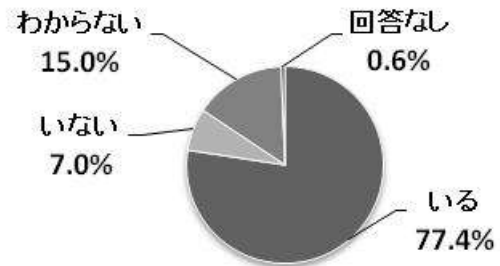
【質問8】 志免町子どもの権利相談室SK²S (スキッズ)が配布しているカードを持っていますか？



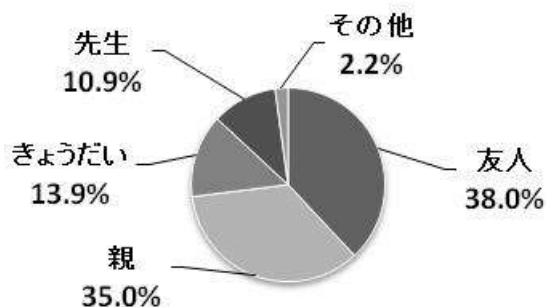
【質問9】 あなたは今悩んだり困ったりしていることがありますか？



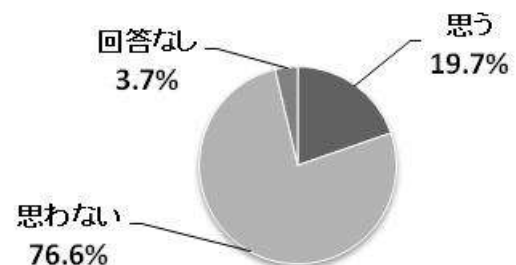
【質問10】 あなたが悩んだり困ったりしている時に相談できる人がいますか？



【質問10の内訳】 相談相手について



【質問11】 もし悩みがある時は、志免町子どもの権利相談室SK²S(スキッズ)に相談しようと思えますか？



【アンケート結果より】

質問 9 でわかるように、はっきりと悩みが「ない」と答えているのは 66.6% (☆) で、それ以外の 33.4% の中学生は、悩みがあることを自覚していたり、「ない」とは言い切れない気持ちを抱えているようです。その中で、表①において、「相談する人がいない」、あるいは「わからない」と回答した項目が、合わせて 11.0% になっています (※)。悩みがないとはいえ 33.4% の子どもたちの中の、約 3 割が、相談できる明確な人がいないということになります。

表②では、明確な相談相手のいない中学生の中に「スキズに相談してみようと思う」と回答した人が、1.6% (19 人) いることがわかります (◆)。

悩みがあっても相談できない子どもたちにとって、スキズが少しでもその受け皿としてお役に立ちたいと考えています。

相談について

表① 今悩んだり困ったりしている子どもの中で、相談できる人がいる割合

		あなたが悩んだり、困ったりしている時に相談できる人がいますか				
		いる	いない	わからない	無回答	計
あなたは今悩んだり、困ったりしていることがありますか？	ある	77 人 (6.8%)	※ 11 人 (1.0%)	※ 14 人 (1.2%)	1 人 (0.1%)	103 人 (9.1%)
	ない	628 人 (55.4%)	46 人 (4.1%)	77 人 (6.8%)	4 人 (0.4%)	☆ 755 人 (66.6%)
	わからない	166 人 (14.7%)	※ 21 人 (1.9%)	※ 78 人 (6.9%)	1 人 (0.1%)	266 人 (23.5%)
	無回答	6 人 (0.5%)	1 人 (0.1%)	1 人 (0.1%)	1 人 (0.1%)	9 人 (0.8%)
	計	877 人 (77.4%)	79 人 (7.0%)	170 人 (15.0%)	7 人 (0.6%)	1133 人 (100%)

表② 悩んだ時に相談できる人がいない子どもが、スキズに相談しようと思う割合

		悩んだ時 SK2S(スキズ)に相談しようと思いますか？			
		思う	思わない	無回答	計
あなたが悩んだり、困ったりしている時に相談できる人がいますか？	いる	203 人 (17.9%)	650 人 (57.4%)	24 人 (2.1%)	877 人 (77.4%)
	いない	◆ 5 人 (0.4%)	66 人 (5.8%)	8 人 (0.7%)	79 人 (7.0%)
	わからない	◆ 14 人 (1.2%)	147 人 (13.0%)	9 人 (0.8%)	170 人 (15.0%)
	無回答	1 人 (0.1%)	5 人 (0.4%)	1 人 (0.1%)	7 人 (0.6%)
	計	223 人 (19.7%)	868 人 (76.6%)	42 人 (3.7%)	1133 人 (100%)

※中学生アンケート 年度別の推移

中学生に対するアンケートを取って、6年目になります。以下の項目にご注目ください。

(質問1・質問3)

「知っている」「聞いたことはある」という項目は意味が重複するということで、平成23年度より「聞いたことはある」という項目を削除しています。

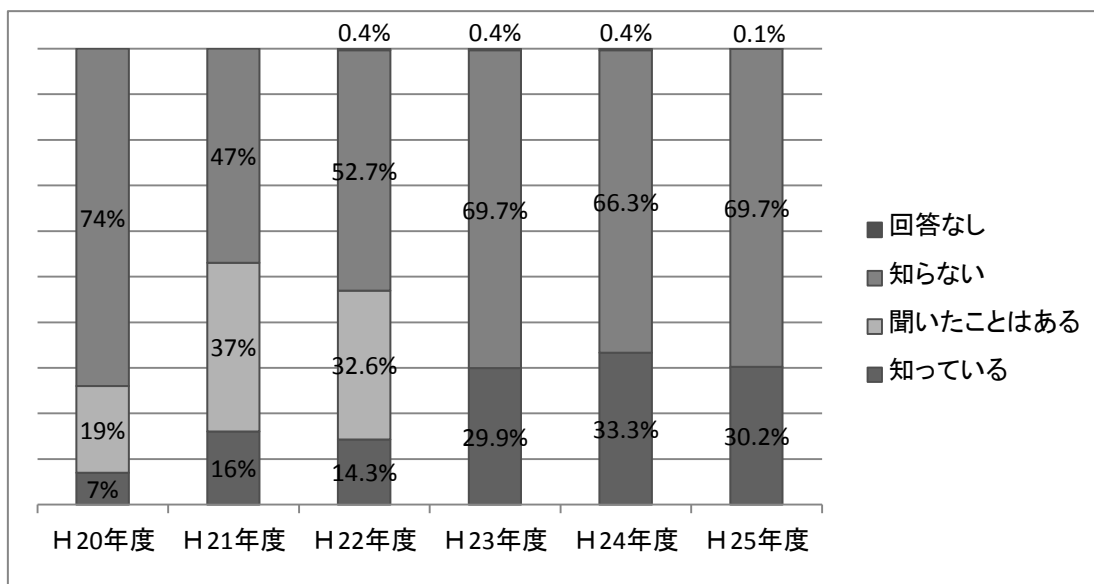
(質問9・質問10)

「悩みや困ったことがある」という質問については、劇的な変化はみられません。

(質問11)

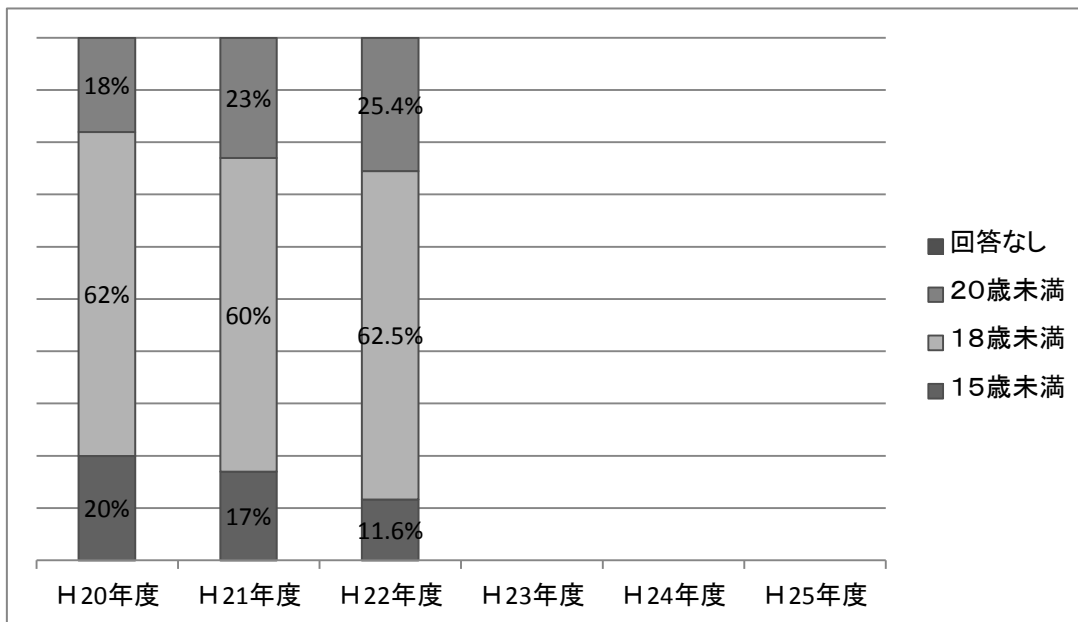
「スキッズに相談しようと思う」という人は、シーメイトに移転後に増えています。

1. 私たちの町には「志免町子どもの権利条例」があることを知っていますか？



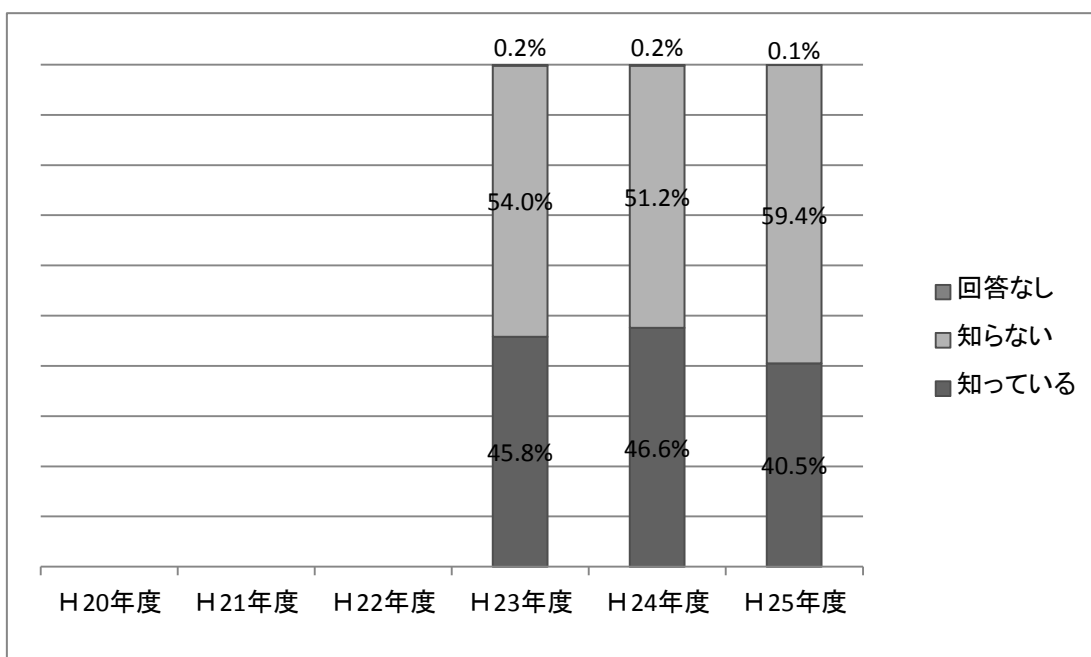
(注) 平成23年度から「聞いたことはある」という項目は削除しています。

2-1. 権利条例において「子ども」は何歳までだと思いますか？

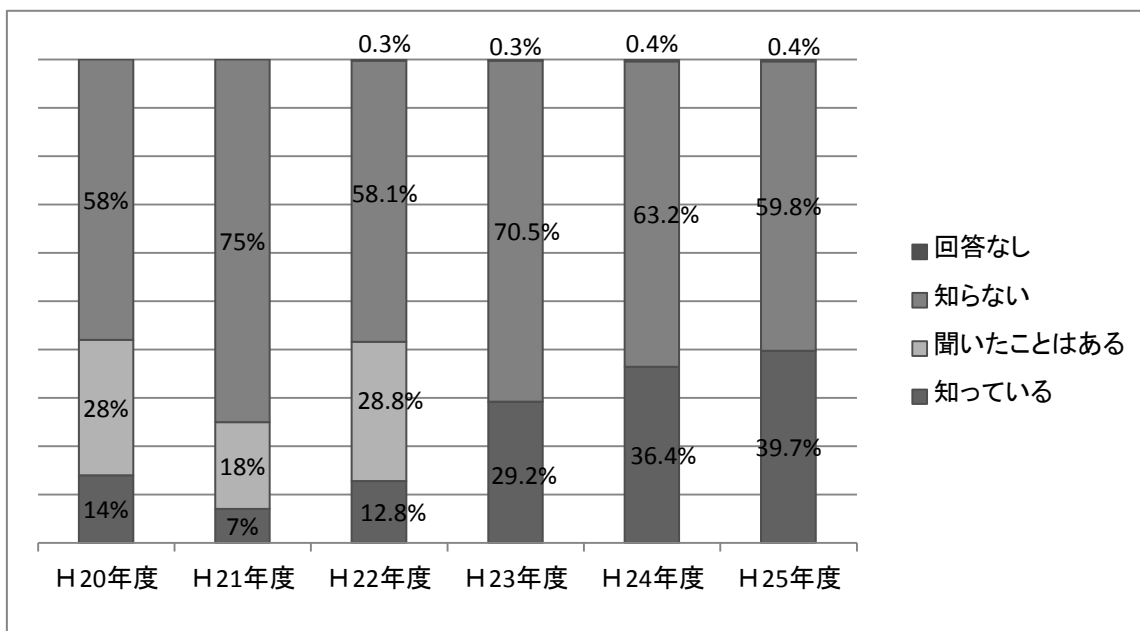


(注)質問2は、平成 23 年度から 2-2 に文言が変わっています。

2-2. 権利条例において「子ども」とは18歳までだと知っていますか？



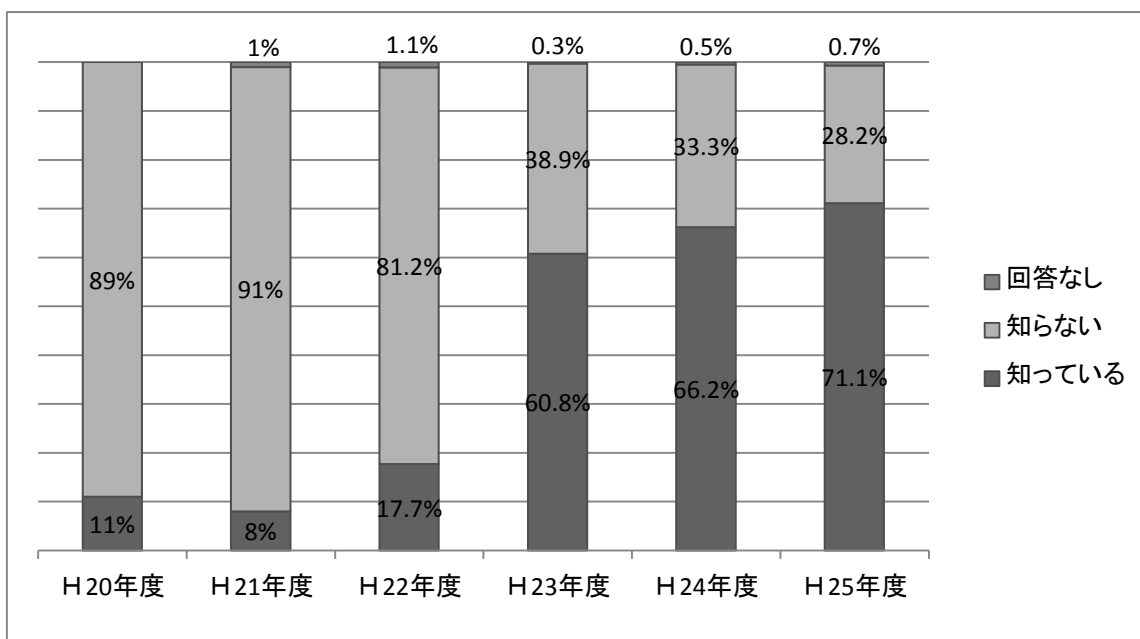
3. 「志免町子どもの権利相談室SK²S(スキッズ)」を知っていますか？



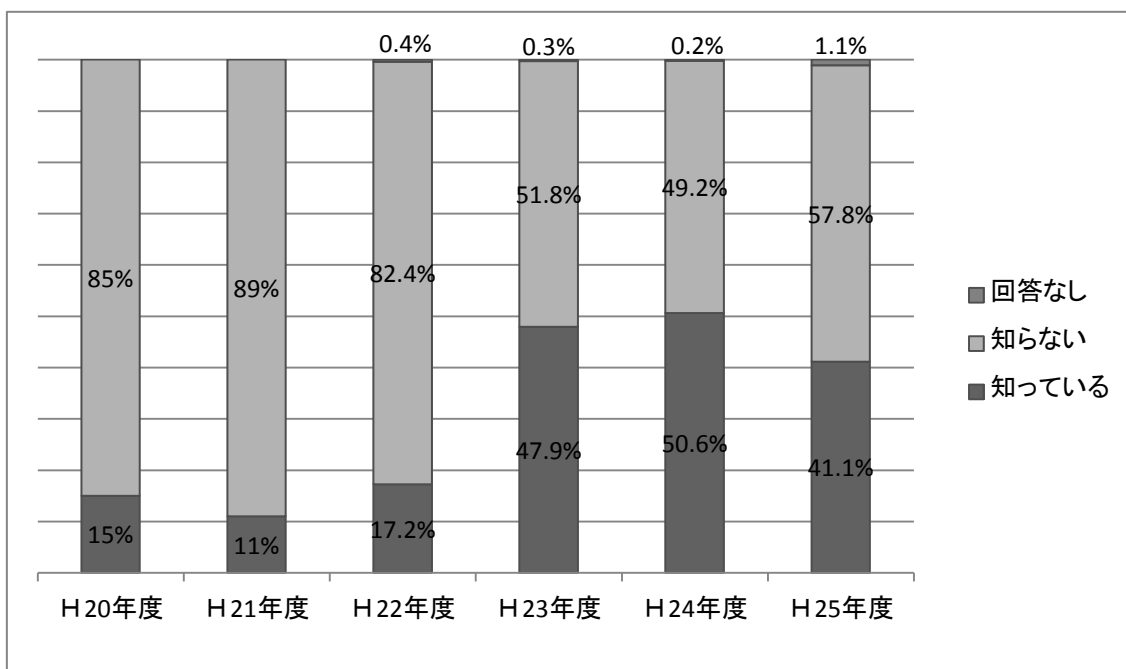
(注) 平成 23 年度から「聞いたことはある」という項目は削除しています。

<4～8 の質問は、スキッズを知っていると答えた人のみ>

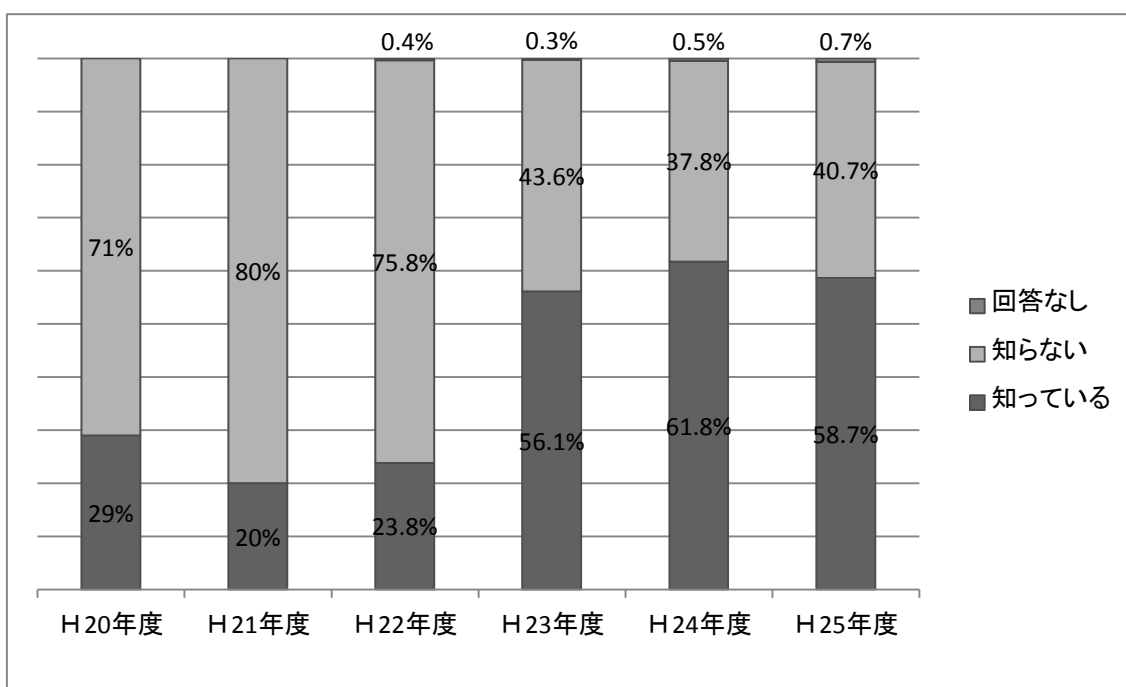
4. 志免町子どもの権利相談室SK²S(スキッズ)がシーメイトにある事を知っていますか？



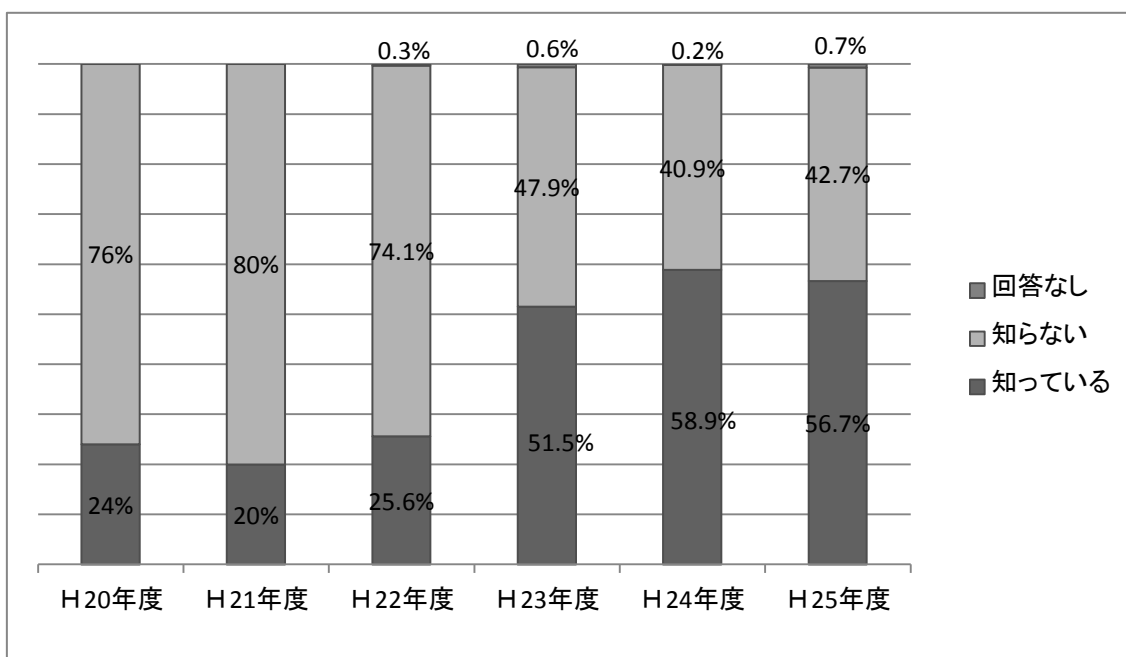
5. 志免町子どもの権利相談室SK'S(スキッズ)は、名前を言わずに相談できる事を知っていますか？



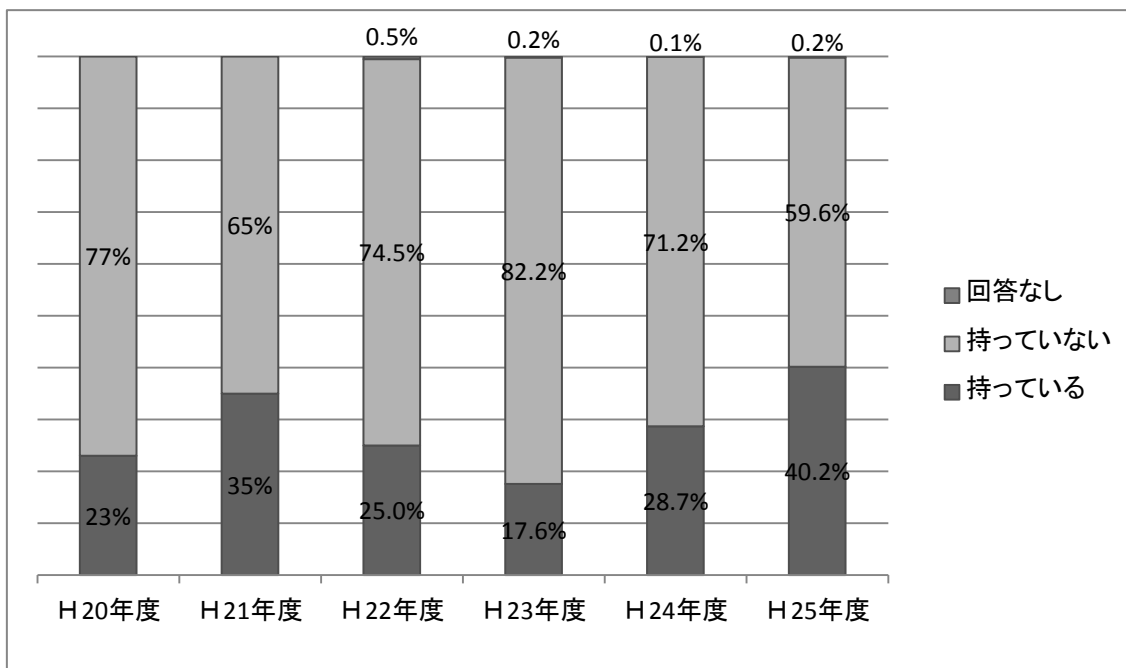
6. 志免町子どもの権利相談室SK'S(スキッズ)は、フリーダイヤル(無料)で電話相談ができることを知っていますか？



7. 志免町子どもの権利相談室SK²S(スキッズ)には、救済制度(困って、助けてほしい時に、皆さんと一緒に考えてくれる制度)があることを知っていますか？

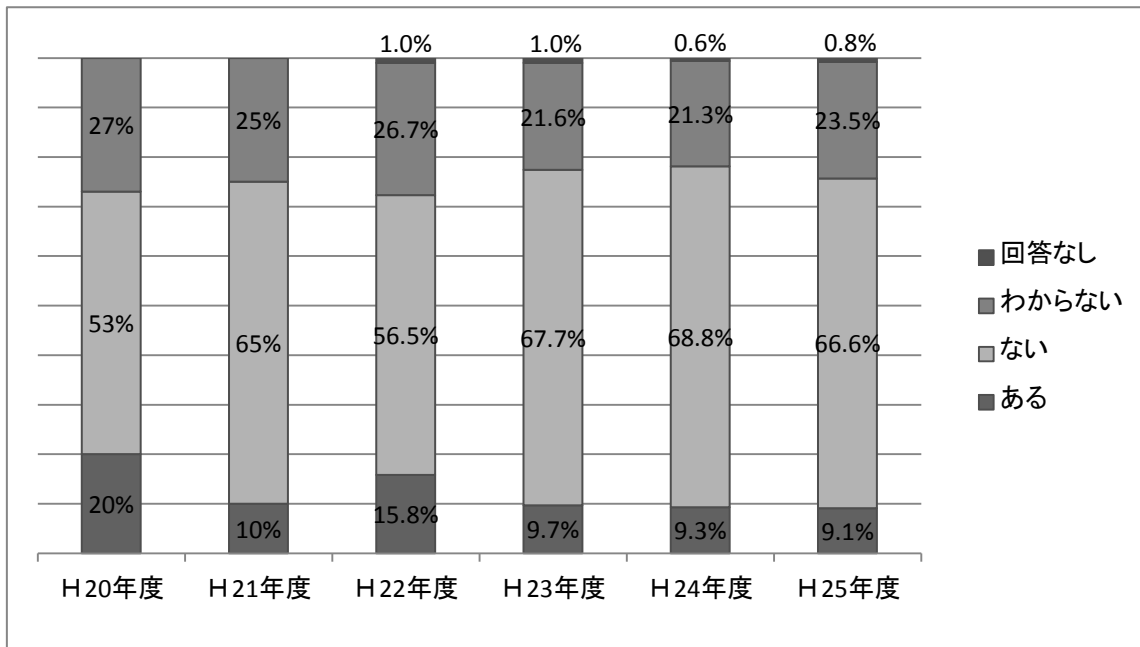


8. 志免町子どもの権利相談室SK²S(スキッズ)が配布しているカードを持っていますか？

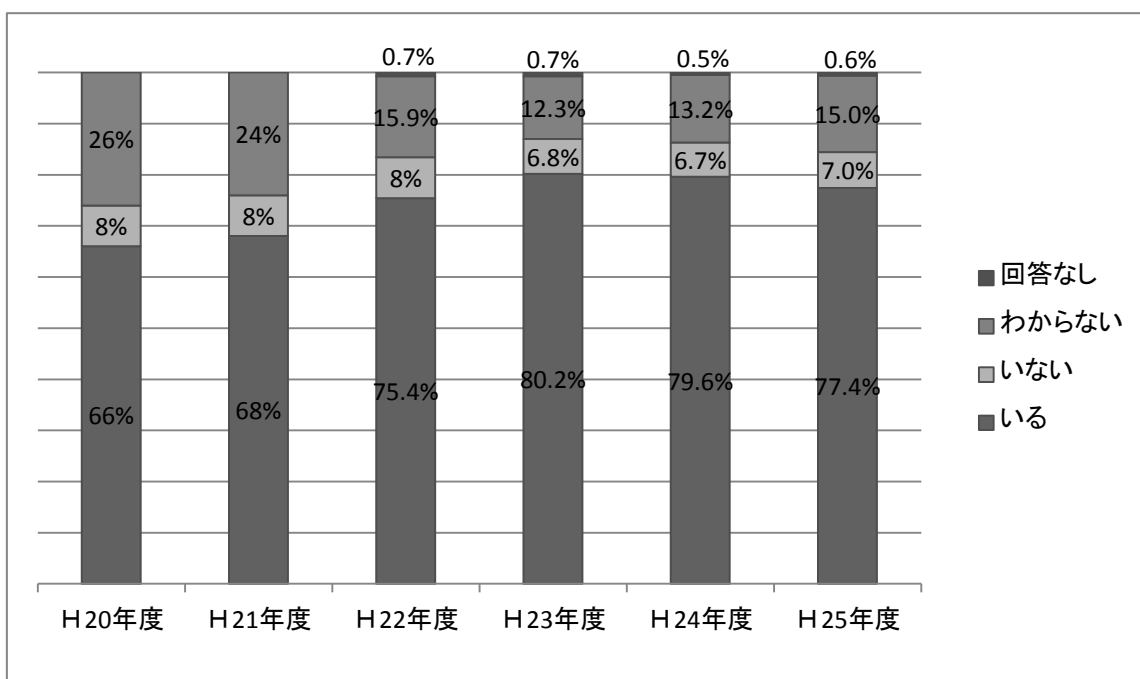


< ここから 全員回答 >

9. あなたは今悩んだり、困ったりしていることがありますか？

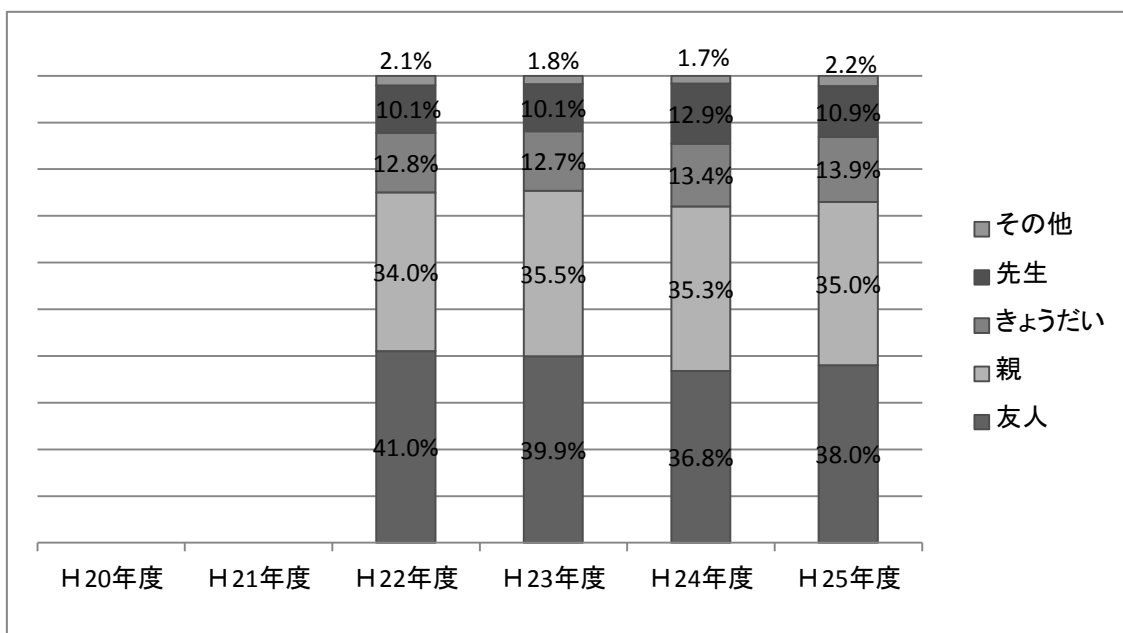


10. あなたが悩んだり、困ったりしている時に相談できる人がいますか？

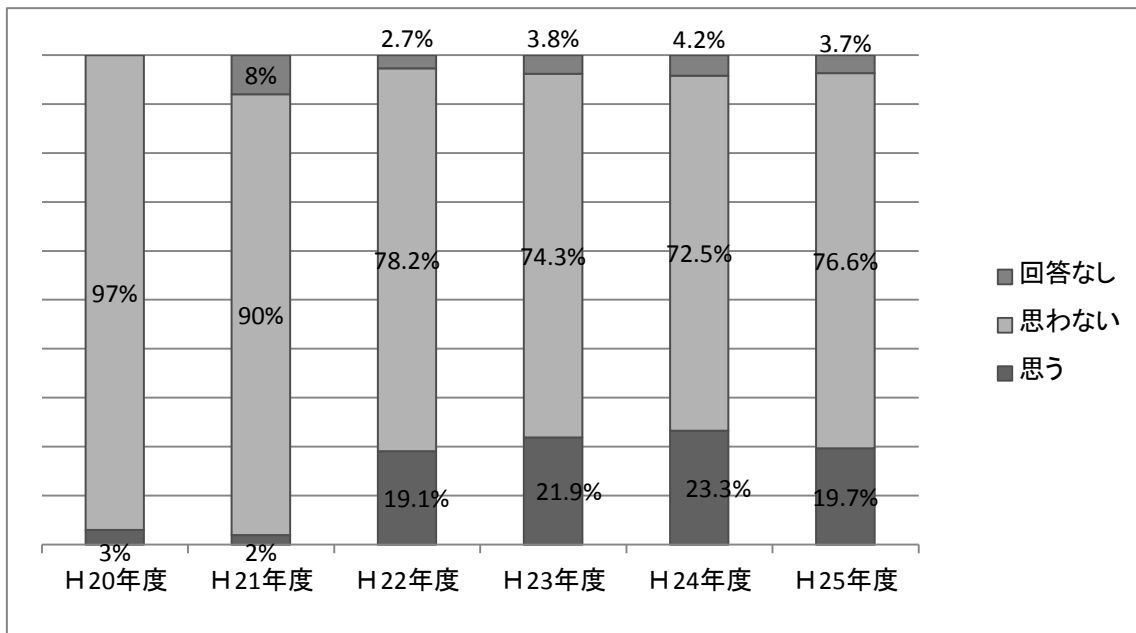


10. の相談相手について(内訳)

(注)質問 10 の内訳については、平成 22 年度から新たに設けました。



11. もし悩みがあるとき、志免町子どもの権利相談室SK'S(スキッズ)に相談しようと思いませんか？



(2) 安原救済委員による志免東中学校、志免中学校一年生に対する人権教育学習講演

平成 25 年 12 月 3 日 14:20～15:00 志免東中学校

12 月 5 日 10:40～11:25 志免中学校

志免東中、志免中の 1 年生を対象に、「ルールづくり」の講演を行いました。

講演とともに、子どもたちもグループで意見を出し合いました。

【講演内容】

○弁護士の仕事 バッジの意味・・・ { ひまわり→自由と正義
秤 →公平と平等

○ルールづくりの前提

- ① 人はもともと自由であるということ
- ② 人はそれぞれ異なっているということ(個性)

○子どもの人権

- ① 生まれてきてよかったね。ありのままのあなたでいい。
- ② ひとりぼっちじゃないんだよ。
- ③ あなたの人生は、あなたしか歩けない。あなたが歩いていい。
- ④ いつでもどこでも教育を受ける権利があるんだよ。(学ぶことで人生を歩いていける。)

※子どもの権利は、国際的には「子どもの権利条約」、日本では「日本国憲法」、志免町では「子どもの権利条例」に定められている。「志免町子どもの権利条例」は、九州で初めて作られた。

○ルールは何のためにあるのでしょうか？

- ① みんなが安全に暮らしていくために必要。(秩序維持機能)
- ② もめごとを解決するのにも役立つ。(紛争解決機能)

※権利を主張しすぎると、他の人の権利を侵害するかもしれない。だからルールが必要。

○ルールはどのようにして決めるべきでしょうか？

- ①手段の相当性(目的に対して手段が適切かどうか)
- ②明確性(中身があいまいでないか)
- ③平等性(立場が変わっても受け入れられるか)
- ④手続きの公平性(みんなが参加できているか)

※問題点は、どうしたら納得できるルールになるかの裏返し。

○まとめ

人はもともと自由でそれぞれちがうというところが出発点。

一緒にルールを決めるには、いろんな意見が出てくるからお互いに話し合うこと

自分とともに他人の事も考えて決めることがみんなで決めるということ。



講演後のアンケートの結果は以下の通りです。合計 406 人(志免東中 125 人・志免中 281 人)

1. 話の内容はよかったですか？ (よかった 93.3%・よくなかった 5.7%・無回答 1.0%)
2. 今日の話はわかりましたか？ (わかった 30.0%・だいたいわかった 53.2%
よくわからなかった 13.3%・わからなかった 3.5%)
- 3.自由記述は資料に掲載

(3) 志免西小学校での出張相談室

子どもの権利条例は、志免町に住む全ての子ども達のためにあるもので、相談室も、皆に利用する権利が等しくあります。しかし実際に利用できているのは、近隣に住む子ども達のみです。遠方の小学生の場合、自分達だけで校区外に出ることは学校から禁じられており、物理的にほぼ不可能なのです。この不平等な状態をどうにかしたいということで、今年度から、校区的に一番遠い志免西小学校において、学校の協力を得て、出張相談室を開室することになりました。



○日程	第1回出張相談室：10月30日(水)	22名
	第2回出張相談室：11月20日(水)	34名
	第3回出張相談室：12月11日(水)	100名
	第4回出張相談室：1月15日(水)	63名
	第5回出張相談室：2月12日(水)	54名
	第6回出張相談室：3月12日(水)	62名

○時間	子どもたちの利用	13:05～13:45 (昼休み)
	保護者の利用	14:00～15:00

○場所 志免西小学校 多目的室・相談室

○内容 スキッズがどんなところか、雰囲気を知ってもらうため、普段の相談室で子どもたちが遊んでいるものを持って行きました。
(プラ板の色ぬり・トランプ・ジェンガ・かるた・ぬりえ・魚釣りゲームなど)

○広報 別紙チラシ(資料3)を全校児童に配り、多目的室前の掲示板に次回開催日のお知らせを貼らせてもらいました。

※保護者が利用できる時間帯も設けていましたが、今年度は保護者の利用はありませんでした。

(4) 救済委員による小中学校への訪問

昨年度に引き続き、管理職の先生が新しく志免町に赴任された学校を、救済委員が訪問し、校長先生や教頭先生との面談を実施しました。救済委員制度、子どもの権利相談室の実際を知り、身近に感じていただくための活動です。

何か起きてからつながる関係ではなく、教育現場と相談室との顔の見える関係作りを大切にしたいと考えています。

○日時：平成25年 9月 11日（水） 10時～11時

訪問校：志免東小学校

訪問者：調救済委員 相談員2名

○日時：平成25年 9月25日（水） 10時～11時

訪問校：志免中学校

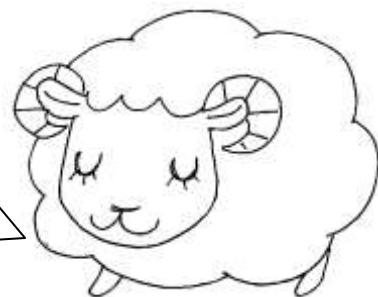
訪問者：調救済委員 相談員3名

【学校側から出された意見】

- ・「権利」と聞くと難しく感じるが、そうではないことがわかった。
- ・学校だけでなく、子どもたちの話を聴いてもらえる場所が必要だと思う。
- ・身近にそういう機関があってよかった。
- ・学校からも、保護者や子どもたちに紹介していけるとよい。

訪問を終えて・・・

志免町に新しく来られた先生方とお会いすることができました。お忙しい中、歓迎していただき、顔を合わせてお話することで、スキッズについて理解していただくための貴重な時間となりました。



(5) 研修

平成25年度 福岡県市町村等児童相談関係職員研修プログラム 受講内容

9月13日(木)

- ・児童相談所の組織と機能
- ・社会的養護の現状と課題
- ・CSP入門(市町村向け)

9月30日(月)

- ・DV問題と子どもへの影響
- ・CAPワークショップ
- ・発達障害児の理解と援助

10月31日(木)

- ・虐待事例のアセスメント
- ・事例を通じた家族援理解(ブラインド式WS)

11月12日(火)

- ・非行の理解と援助
- ・ロールプレイで学ぶ面接の技法
- ・児童虐待の理解と援助～親の心理～
サインズ・オブ・セイフティ・アプローチの枠組みを用いた支援

11月19日(火)

- ・市町村の役割～要対協の活動から～
- ・子どもの権利と福祉
- ・児童虐待の理解と援助



(6) シーメイトこどもまつりに参加

日時：平成 25 年 5 月 5 日(木) 10:00~12:30

場所：子どもの権利相談室

子どもの権利相談室の場所を知ってもらうために、相談室で魚釣りゲームをしました。3匹釣れたらシールをプレゼントという簡単なゲームでしたが、103人の子どもたちが相談室に来て、楽しく参加してくれました。

いっしょに来られた保護者の方には「低学年用チラシ」を70部配布しました。



(7) 夏休み地域子ども教室での啓発活動

日時：平成 25 年 8 月 7 日 (水) 10:30~11:30 志免東小学校 (29人)

13:30~14:30 志免西小学校 (44人)

8月21日(水) 10:30~11:30 志免南小学校 (28人)

13:30~14:30 志免中央小学校 (48人)

子育て支援課から、「志免町子どもの権利条例」についての説明がありました。イラストなどで小学生にわかりやすいよう工夫したスライドを使ってお話でした。

次にスキズの相談員が、Q&A仕立てのスライドで相談室についての説明をしました。

「むねがキュンとしたんや」という紙芝居もしました。子どもたちは、最後まで熱心に話を聞いてくれました。

最後に「お姉ちゃんくらべないで」というDVDを視聴しました。子どもたちや町役場職員、相談員が町内を舞台に作ったいじめについての作品で、子どもたちもしっかりみてくれていました。



(8) 志免町子どもの権利フェスタ 2013 に参加

日時：平成 25 年 11 月 17 日（日） 13:00~15:00

場所：志免町総合福祉施設シーメイト

今年も、魚つりゲームをしてくれた子どもたちに、スキッツのキャラクターのプラ板キーホルダーを渡しました。日頃スキッツに遊びに来ている子どもたちが、色ぬりをしてくれたものです。

スキッツのキャラクターを身に付けた子どもたちが増えることで、子どもの権利相談室を身近に感じてもらえたら嬉しいと思います。



(9) 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2013 に参加

(調救济委員・事務局)

日時：平成 25 年 10 月 18 日（金）～20 日（日）

10/18（金）子どもの相談・救済に関する関係者会議

10/19（土）全体会：「子どものいのち・暮らし・学びを支えるまちづくり」

10/20（日）分科会：「子ども計画」

場所：長野県 松本市

全体会：「子どものいのち・暮らし・学びを支えるまちづくり」

1 日目の特別講演の金 教育監の話から、韓国は激しい競争社会であること、そして子どもを取り巻く状況も厳しいという話がありました。

金 教育監たちの働きで、韓国の多くの子ども達や大人も含めて、さらに人権が保障される国になれば良いと思いました。

シンポジウムでは各自治体の子ども施策における先進的な取り組みが紹介され、非常に勉強になりました。

分科会：「子ども計画」

2 日目は「子ども計画」分科会に参加しました。報告のあった各自治体の住民との協働による子育て支援のあり方はとても参考になりました。



(10) 市民フォーラム「子どもにやさしいまちづくり」に報告者として参加
分科会：「子どもの権利を大切に、子どもの意見がいかされるしくみ」
～子どもの権利条例、救済制度について考える～

(調済委員)

日時：平成 25 年 11 月 30 日 (土)

場所：福岡市市民福祉プラザ

調済委員が市民フォーラム「子どもにやさしいまちづくり」に報告者として参加しました。志免町の子どもの権利救済の特徴について話しました。

他に福岡県で子どもの権利に関する条例、権利救済制度のある筑前町、筑紫野市、宗像市からの報告もありました。参加者は自治体の方が多く、条例制定の経緯や権利相談室と他の相談室の違いなどについての質問が寄せられました。

市民フォーラム「子どもにやさしいまちづくり」とは

「子どもにやさしいまちづくり」は、「国連子どもの権利条約」の自治体レベルでの実現を目指してユニセフが提起し、世界で展開しているものです。こども NPO センター福岡では、この主旨に賛同し、その実現の手掛かりを福岡で作ることを目的として、毎年度 1 回、「子どもにやさしいまちづくり」をテーマにした市民フォーラムを開催しています。

相談員コラム

25 年前、アメリカフロリダ州オーランドのディズニーワールド近くにあるギブキッズ・ザ・ワールドという施設を訪ねました。この施設は、余命が限られた白血病や難病の子どもたちが最後に親子でゆっくり時間を過ごす場所。子どもたちに「今一番誰に会いたいですか？」の質問に、一番多かったのが「ミッキーに会いたい」ということだったそうです。それでホテル王だったヘンリー・ランドワースさんが、全ての資産を売り創立された素晴らしいボランティア施設で、世界中からのボランティアが集まり、自分の持てる限りの愛を与えておられた感動の場所でもありました。私がお会いした方は、ドイツ人の医師で診療には普通のスタイル（ポロシャツ&ショートパンツ）でした。「何故、お医者さんの服装ではないのですか？」の質問に「子どもたちと同じがいいでしょ。不安や距離はない方がいいでしょ」でした。

未来ある子どもたちが安心してすくすく成長できる土台には、私達大人の関心と愛情の目が必要なのもしれません。お気軽にご相談ください。

林田 あつみ

5 活動を振り返って

今年度の活動を振り返って

子どもの権利救済委員 安部計彦

志免町の子どもの権利救済制度は、直接相談に乗る相談員と、救済活動を行う救済委員の2職種で担われています。そして救済委員の任期は3年で、再任は妨げられません。志免町に子どもの権利相談室が開設されて7年目の今年度は、救済委員の任期の3期目の最初の年になります。

この間、子どもの権利条例を所轄する志免町子育て支援課の人たちも、相談員さん達も全員入れ替わり、条例発足当時から継続しているのは、救済委員の3人だけになりました。

今年度は、相談員が受け入れた相談をある救済委員に相談し、その話を聞いた別の救済委員が直接調整に動きました。そのことで、相談された方から感謝の言葉をいただくとともに、救済申立てに至らずに済みました。また今年度あった救済申立てについては、土曜日の夕方にある救済委員の所属組織の会議室に集まって対応策を検討し、最終的な結論を出すまで数回の会合を行いました。本当は救済委員が「役割がない」ことが一番なのですが、今年もいいチームで活動できたと思います。

さらに相談員さん達は、意欲的な活動を行う傍ら、小学生を相談室に受け入れて一緒に触れ合う時間を取るなど、とても有能でいい雰囲気です。また事務局の子育て支援課も、強力にバックアップしていただきながら、第三者機関としての子どもの権利救済活動に距離を置き、私たちの活動を尊重してくれます。

このような「チーム・スキッツ」とも言える良い状態は、今後どのように展開して行くのでしょうか。

救済委員も永遠にこのメンバーではないでしょうし、10年後を見据えて将来像を考える必要もあるかもしれません。

一年を振り返って

子どもの権利救済委員 安原伸人

志免町救済委員も7年目となりました。毎年一年を振り返って報告をさせていただいておりますが、それぞれの年度で様々な出来事があり志免町においても、子どもを巡る環境が一様ではないことを実感しているところです。

今年度の新しい試みとして、10月から志免西小学校に出張相談室として月に一度相談室の一つの機能である居場所の解放と保護者の方向けの相談時間を設けました。相談室はご存じのようにシーメイト内に設置していることから、校区の関係で一番遠い場所にある西小学校の子どもたちが利用できていないのではないかという危惧が以前から私たちの中で共通認識としてありました。ところで、数年前から校長先生が異動で変わった学校には私たちの方から顔合わせと救済制度の広報も含めてごあいさつに行っているのですが、志免西小学校にご挨拶へ行った際に、志免西小学校の子ども達にも相談室を利用してもらいたいというお話をさせていただき、志免西小学校のご協力を得て出張相談室は実現に至りました。先生方のご協力もあり、居場所の解放は大盛況で、天気が悪い日には100名ほどの子どもたちが相談室でいろいろなゲームをして時間を過ごしてくれました。このような新しい企画で重要な役割を果たしてくれているのが、いつも書かせていただいていることではありますが、相談員の方たちの存在です。いつも子ども達の立場に立って、どのようにすれば過ごしやすい居場所になるのか、今回のこの試みも相談員の方々の創意工夫があり、子ども達が過ごしやすい雰囲気を作れたのが成功の最大要因だと思います。

また、毎月定例の救済委員会議では、日々の相談業務の中で疑問に感じたことや悩んだことをきちんと整理して報告していただき、相談者の方への対応について救済員である臨床心理士の調先生のアドバイスを受けて、相談対応のスキルアップを図っておられます。

さらに、これも毎年書いていますが広報活動にも力を入れていただき、充実した救済活動ができたのではないかと考えております。

一方救済委員の活動としては、定例会議や月一回の個別相談室訪問の中で相談員の方々と情報を共有して救済制度の根幹をなす相談業務の充実を図っているところです。

今年度は、他の自治体との交流も行うことになりました。九州初の救済制度の設置自治体としての、その活動内容や運営での問題点などの情報を提供する役割を担っております。

ただ、先駆自治体とはいっても、まだまだ地域に根差した相談しやすい機関と胸を張って言える存在ではないため、交流を通じて他の自治体の取り組みも参考にして、より良い相談室・救済制度になるように努力していきたいと考えております。

来年度も引き続き他の自治体との交流を継続して、九州全体で救済制度の存在意義を高めていくことで、志免町の子ども達や保護者、関係機関の方々にフィードバックできるのではないかと期待しているところです。

最後に、来室者の数を見ても、子ども相談室は毎年、相談員の方々の創意工夫によって、子ども達にとって身近で信頼されるオープンな遊び場となっており、その活動を通じて相談の場としての認知度も上がってきております。子供たちと接する機会の増加、救済委員からのアドバイス等で、相談員の方のスキルが上がり、様々な相談内容にも適切に対応できる体制が出来てきております。

来年度は、さらなる相談室・救済制度の発展を私自身も期待しつつ、安部救済委員長、調救済員、そして相談員の方とともに、様々な機会を通じて子ども達が過ごしやすい街づくりに少しでもお役に立てるよう頑張っていきたいと考えております。

皆様のご協力をどうかよろしくお願いいたします。

七年目を終えて

子どもの権利救済委員 調 優子

志免町に相談室を開室してから、七年が経ちました。試行錯誤の日々を経て、相談室はようやく、維持していきたいと思えるところまできたと感じています。そして今年度は、そこからさらに一步踏み出せた年ともなりました。

まず大きな出来事としてあげられるのは、志免西小学校における出張相談室の実施です。本来相談室は、志免町の子ども誰もが等しく利用できる場所であるはずですが、しかし実際は、小学生は校区外へ保護者なしでいけないことから、限られた小学生しか利用できないという状況がありました。それを是正するのが長年の課題だったのですが、今回、志免西小学校の校長先生の熱意とご理解のもとに、先生方のご協力を得て、遂に出張相談室を始めることができました。月に一回というペースではありますが、毎回、たくさん子ども達が楽しみにして参加してくれています。相談員の皆さんと過ごす、安全で楽しい時間や体験が、子どもたちの日々の力となり、いつか困ったときにも、あそこにいけばいい、と思い出してくれたらと思います。

対外的な活動としては、市民フォーラム「子どもにやさしいまちづくり」の分科会において、志免町の制度の紹介をさせていただきました。県内の、他の子ども権利条例や救済制度をもつ市町村の代表の方々も報告され、それぞれの取り組みを知ることができました。自治体によってその在り方は本当に様々で、課題も抱えていましたが、子どもの権利を守るという同じ目的のもと、それぞれ試行錯誤されている姿勢は大変、勇気付けられるものでした。

取り組みの報告後に会場からいくつか質問がありましたが、その中で、「一般的な相談室と権利相談室との違いは何か」や、「実際にどんなふうに子どもに役立つのか」、といったものがあり、普段の思いを言葉にする貴重な機会となりました。

一般的によくある相談室との大きい違いは、話を聴くだけでなく、

実際に子ども達を守るために行動を起こすことができるということではないかと思えます。例え実際に動くことはなくても、そのような仕組みが子ども達のために存在していること自体が、子ども達の安心感につながるのではないかと考えますし、そうあってほしいと期待しているところでもあります。権利相談室は、その安心感のもとに、運営されているのです。設置している効果を量的なデータとして提示することは難しいのですが、相談室に来ている子どもたちの笑顔を増やしたり、拠り所となったり、親の支え（親支援は子ども支援につながります）となったりしている実感は確かにあります。今後、志免町民はもちろんのこと、より多くの子どもたちがそうやって支えられてほしいと強く願います。そのために志免町は、九州内では歴史がある分、どうやって今に至ったか、設置することでどんな実益があるか、言語化した思いや情報をもっと発信していく使命もあるのではないかと考えています。

相談室の活動がここまでくることができたのも、相談員の皆さんの力に拠るところがあまりに大きく、皆さんだったからこそ、と言わざるを得ません。今後とも、これまで同様、子ども達や保護者の方々の支えとなっていただきたいです。

手探りがひと段落した相談室の活動ですが、救済制度の運用については、今なお試行錯誤です。今年度は1件申立てがありました。結果的には意見書の提出という形になりましたが、審査の過程で、救済制度にできること、限界について改めて考えさせられました。安部先生、安原先生の両先生と検討していく時間は大変有意義で勉強になるものでした。ご一緒させていただけていることを一層、幸運に感じるとともに、私の役割もしっかり果たさなければと思った次第です。

最後になりましたが、第三者機関としての活動を支えてくださっている、事務局の子育て支援課に、心より感謝申し上げます。

次の一年も、着実に歩みを進めていけるように活動していきたいと思えます。今後とも、ご理解、ご協力の程、どうぞよろしくお願い致します。

資 料

資料 1

志免中、志免東中への「子どもの権利」に関するアンケート自由記述・・・・・・・・ 43

資料 2

人権教育学習講演後のアンケート自由記述・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

資料 3

出張相談室チラシ（志免西小学校）・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

その他

「スキッズ便り」9号・10号

志免中学校、志免東中学校への「子どもの権利」に関するアンケート自由記述
(原文のまま)

質問 1 1:もし悩みがあるときは相談室 SK²S(スキッズ)に相談しようと思いますか?

【回答:思う (148人)】

- ・安心、スッキリ、楽になれる(23名)
- ・親切(丁寧)、やさしく聞いてくれそう。(21名)
- ・だれにも話せないことがある時(16名)
- ・相談しやすそう。(11名)
- ・心強い(頼りになる)から(11名)
- ・解決出来る。(9名)
- ・名前を言わなくていい(9名)
- ・自分で解決できない時(7名)
- ・しんげんに話をきいてくれるから。(5名)
- ・アドバイスしてくれる(5名)
- ・悩みをわかってくれる(4名)
- ・助けてくれそう(4名)
- ・秘密を守ってくれるから(4名)
- ・悩みは早く解決したい(3名)
- ・プロだから(3名)
- ・電話も出来る(2名)
- ・信頼できそうだから(2名)
- ・みんなで解決したい(2名)
- ・無料(タダ)だから(2名)
- ・便利な場所にある(2名)
- ・何も知らない人だから話を平等に聞いてくれる
- ・一緒に考えてくれる
- ・利用しやすそう

(カウント外)

- ・時々1人でいるような気がする
- ・タバコをやめたい
- ・学校に行きたくない、死にたいと思った時はどうすればいいの?相談したりなんか
(ここで切れている)

【回答：思わない（235人）】

- ・相談できる相手が身近にいるから。（55名）
- ・知らない人にあまり相談はしたくない。（54名）
- ・親に相談すればいいから（29名）
- ・自分でかいけつする（17名）
- ・はなすことがないから。（16名）
- ・友だちに相談すればいいから（16名）
- ・別に話そうと思わないから。（15名）
- ・家族に相談する。（14名）
- ・めんどくさいから（14名）
- ・遠いから（14名）
- ・恥ずかしいから（11名）
- ・いやだから。（10名）
- ・わからない（9名）
- ・そんなひま（時間）がないから（6名）
- ・なっとくのいくへんじをしてくれなさそう（6名）
- ・本当にかいけつしてくれるかわからないから。（3名）
- ・電話はかけにくいから。（3名）
- ・バレたくないから
- ・先生に相談する。
- ・大人はてきだから。
- ・親がとめるから
- ・いろんな人に言われそう
- ・学校にチクるから。
- ・いきかたがわからない
- ・番号がわからない
- ・詳しく場所が分からない。
- ・あまり、ことを大きくしたくない
- ・あまりわかってくれなさそう
- ・本当にかいけつしてくれるかわからないから。
- ・とくに何も変わらないと思うから
- ・信頼できないから。

質問12：相談室SK²S(スキッズ)に質問要望があったら教えてください。

【自由記述 (24人)】

- ・出張制度ができれば人も増えると思う。
- ・ちょくせつ話をきいても先生に話をながれる
- ・相談室はどこにあるんですか
- ・がんばってください。
- ・何歳まで相談していいのか。
- ・きょうみない。
- ・カードをもっと欲しい。
- ・いつか来てもいいですか??
- ・中三くらいの人が相談室にいてほしい
- ・もーちょいじかんのぼして
- ・シャイな人もいいのですか?ぼくは、大丈夫です
- ・どんな相談でもいいのか?
- ・どうしてこのような制度があるのか。
- ・いじめなどは学校にほうこくしてちゃんと先生にしかってもらわないといじめの方はやめないだろうと思うで
- ・またきます。
- ・具体的にどんなことを相談してきましたとかを教えてください。そうじゃないと分からない
- ・ありがとうございます。
- ・困った時が火、木、土曜じゃなかったら相談うけつけないんですね。
- ・これからも、がんばってください!!
- ・シーメイトだけでなく、いろいろなぼしよで、相談室を作って、困っている中学生をたすけてあげてほしいと思います。
- ・なにもかもすべていや
- ・だれでもそうだんできるんですか。
- ・相談室は、シーメイトの何階にあるのか。
- ・なかなかシーメイトに行ったり、電話したりすることはないけれど、もしものためにこれからも身近な場所にあってほしいです。

人権教育学習講演後のアンケート自由記述

意見ごとに分類（一部掲載）

○権利について（77件）

- ・ 今日の話で、人権がとても大切だと感じました。
- ・ 権利が自分たちにもあるのを分かりました。
- ・ 子どもにも人権があったからあんしんしました。
- ・ 人権とは、一人ひとりが生まれてきたときからもらっている権利だから、自分らしくこれからも生きていきたいです。
- ・ 子どもにも人権があるということをもっと理解 意識して大人の人にも接して欲しいです。（接している人もいるけど）
- ・ 人に対して差別などしてはいけないんだなーとあらためて思った。
- ・ 生まれたらみんな“自由”ということがすごく心に残りました。
- ・ 義務と権利とのどんなところに自分が立っているのかがわかりました。
- ・ 裁判や人権と聞くと、私たちには関係ない、大人のこととと思っていましたが、今日の話聞いて、みのまわりのことでも人権は関係あるんだなと思いました。
- ・ 子どもたちは、先生や親、近所の人たちの大人たちにみまもられていきているんだなと思いました。つねに生きる権利、自由がんばる権利、いろいろな権利を持ちいきていることを知りました。
- ・ 生まれたしゅんかんから始まる一人ひとりの権利の大切さを改めて知ることができました。
- ・ 弁護士の方の話聞いて、人権は子どもを支えてくれると初めて知りました。これから必要になるかもしれないので、覚えておきたいです。
- ・ 私はこの学習を受けるまでは、子どもは大人のゆうことをきく！それがあたりまえでした。でもこの学習をして、子どもにちゃんと権利があるんだってことを学びました。大人がまちがっていることをしていたら、子どもたちがむねをはって注意出来るんじゃないかと思いました。
- ・ 今日のお話をきいて、人に権利があるから、みんなが幸せで安全にらせていけるんだなと思いました。
- ・ 志免町には子どものための条例があることを知りました。それだけ私たち子どもを大切に思ってくれているひとがいて良いなあと思いました。
- ・ 志免町は子どもの権利をととても大事にしていることがわかった。
- ・ いままで、大人が、人権がああだ、こうだといっていただけ、志免町に子どもの権利を守るというところをつくってくださったのが、うれしかったです。
- ・ 子どもの人権(権利)を大人たちが大切にしていることが改めてわかりました。
- ・ 人権について今までなにも考えた事がなかったので、人権を考えるいいきっかけだったと思います。今日のことを、これからはいかし、人権を大切にしていきたい。

○ルールについて (68 件)

- ・ルールを決めることの大切さが詳しく分かりました。本当にありがとうございました。
- ・ルールを作るときは、ちゃんといろいろな場合をそうていしないといけないということが分かりました。
- ・ルールを決める時 みんな平等にするにはどうしたらいいかを考えなきゃいけないことが分かりました。
- ・ルールを守ることは、とても大切だとわかった。
- ・やっぱり ゆずりあう心は、大事だなと思った。
- ・ぼくは、今日の話で感じたこと、思ったことは、決まり事などを大切にして、不平等な決まり事などはいけないと思います。
- ・自分たちが今から経験していく中で ある物事を決める時に不公平にならないように多数決が一番いいということを知りました。自分たちも今からある物事を決める時はほかの意見をききながらも 多数決で決めていこうと思いました。
- ・ルールのない世の中になってしまったら大変な事になってるんだろうなと思いました。
- ・ルールは私たちみんなのためにあることが改めてわかった。
- ・意見はたくさんあっていいんだなと思いました。
- ・今日は、ずっとお話していただいて、改めてルールの重要さを思い知らされました。例えも分かりやすく、皆が話し合いをしながら考えあえるのもとても良かったです。
- ・ルールのこととかも分かったし、おかしいと思ったら言わなきゃいけないと思いました。ルールは守ろう。

○弁護士について (43 件)

- ・弁護士の仕事分かりました。弁護士も大変な仕事だなあと思いました。これからもがんばってください。
- ・べんごしという仕事は人の目につかない所ですごいいい仕事をしているんだなと知りました。
- ・弁護士とはとても正義感が強い仕事だと思いました。
- ・弁護士のバッチがあって、その絵はちゃんと意味があるということを初めて知りました。
- ・ぼくも弁護士になりたいと思った。
- ・自分は討論が好きなので、弁護士になりたいなと思っていました。けど、頭がわるいのでムリです。
- ・弁護士バッチのひまわりがえがかれていて、その意味が自由と正義だったってことをはじめて気付きました。
- ・わるい人をべんごしはたすけると思ったけど、話し合みたいなのやつがあるまでむざいというのははじめてしりました。きょうはお話が聞けてよかったです。
- ・弁護士はいろいろな人のことを助け、みんなに平等ということがわかった！
- ・今日の話聞いて、弁護士が何をやる仕事なのかが分かりました。

○その他 (84 件)

- ・とても良いお話だったと思います。やはり、人にはそれぞれ違った考えがあるということ、思いださせてくれました。本当に話し合いのときの口調などを考えて、みんながなっとくできる話し合いをしたいと思います。
- ・こどもは知らないうちに、大人に見守られていることが今日の時間でよくわかりました。これからは、大人に見守られているということを考えながら行動していきたいです。
- ・子どもはいろいろな人にささえられて生きているのだなと思いました。
- ・今日の話を書いて、大人の人たちはぼくたちのことをちゃんと考えてくれてるんだなと思いました。もっとぼくたちを大事にしてほしいです。
- ・みんなが平等に、自由に生きることは大切なんだと感じました。1人1人が楽しく暮らしていけるように、協力することも大事だと思いました。
- ・自分の事だけ考えるんじゃなくて、人の事も考える「思いやり」というものがあれば、トラブルとか起こりはしないし、相手もいい気持ちになれることがわかりました。
- ・自分たちがこれからの生活、どんな風に過ごしていけばいいかなんとなくわかりました。
- ・こどもは、まわりの大人を頼っていいし、大人も子どもを守ることが、志免町できめられていてすごいと思った。
- ・自分の事だけを考えずに、ちがう意見をもっている人の話しもしっかりきいて色々な物事を決めることが大切だと分かりました。これから、色々な身近な事で、きめないといけないことがあれば、自分、他の人の意見をしっかりきこうと思いました。
- ・今日話を聞いて思ったことは、自分の事だけ考えるのではなくほかの人の意見や自分の意見が必要だとわかりました。
- ・人の気持ちを理解できる人を目指す。自分かってではダメ。
- ・本当感動した！「1人じゃない」とか、涙でそうでした！今日は本当にありがとうございました。感動！ありがとうございます。
- ・むずかしい言葉がプリントに出てきて、わからないところもありましたが、少し人権について知ることができました！ありがとうございました。
- ・ちょっとむずかしかったので、あまり理解できなかつたので、よく分かりませんでした。
- ・話が特に理解できなかつたけど 今日自分のためになることを教えてくれてありがとうございました。
- ・一人一人が楽しく過ごすことはとても大切なことだということがわかった
- ・わかりやすくよかった。でも少しわからなかつた。少し楽しかった。
- ・今日の話で、法律や憲法で私たちがくらしやすくなっていると思いました。
- ・次もきてください。そのときは、わかるようにしっかりききます。
- ・いろいろわかつたけど、もっと時間があつたたくさんのことを知りたかつたです。
- ・難しそうだな。とっていたけれど、自分たちで考える時間などがあり、とてもわかりやすくよかったと思いました。

スキップ が

(子どもの権利相談室)

志免西小にきます。

12/11(水)・1/15(水)・2/12(水)・3/12(水)

ひるやす たもくてきしつ あそ
お昼休みに多目的室に遊びにきてね。

ようい
おもちゃを用意してまってるよ。



子どもだって困ったり悩んだりするよね。

そんな時スキップでは、

みんなからの相談をきいたり、

どうしたらいいか一緒に考えるよ。



スキップ(子どもの権利相談室)は、シーメイトの中にあります。

シーメイトは遠くていけない・・・という人のために、

スキップが志免西小学校にやってきます。

保護者の方へ・・・

スキップでは、子どもだけでなく大人の方の相談も受け付けています。
子どものことで、気になることがありましたら、どうぞご遠慮なく相談にいらしてください。
希望される方は、志免西小の相談室でお話を聴くこともできます。

志免西小での 今後の相談予定日(H25年度)

12/11 (水)	} の 14:00～15:00(予約制)
1/15 (水)	
2/12 (水)	
3/12 (水)	

フリーダイヤル(0120-928-379)カードに記載の時間帯にお電話下さい。

※なお、シーメイトの相談室は予約なしでご利用いただけます。



志免町子どもの権利相談室 SK²S (スキッズ)

火曜日 木曜日 昼 1 時から夜 7 時
土曜日 朝 10 時から夕方 5 時
0120-928-379 (相談専用)

〒811-2202 福岡県糟屋郡志免町志免 451-1
志免町総合福祉施設シーメイト内
TEL : 092 - 935 - 1750